

平成 26 年 9 月 16 日 (火曜日)

第 9 回南三陸町議会定例会会議録

(第 5 日目)

平成26年9月16日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君	
副	町	長	遠藤	健治君

会計管理者兼出納室長	佐 藤	秀 一 君
総 務 課 長	三 浦	清 隆 君
企 画 課 長	阿 部	俊 光 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤	和 則 君
保 健 福 祉 課 長	最 知	明 広 君
環 境 対 策 課 長	小 山	雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋	一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農林行政担当)	阿 部	明 広 君
建 設 課 長	三 浦	孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁集事業担当)	宮 里	憲 一 君
危 機 管 理 課 長	佐 藤	孝 志 君
復 興 事 業 推 進 課 長	及 川	明 君
復 興 用 地 課 長	仲 村	孝 二 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	沼 澤	広 信 君
上 下 水 道 事 業 所 長	羽 生	芳 文 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	佐 藤	広 志 君
町 民 福 祉 課 長 兼 歌 津 公 民 館 長	佐 久 間	三 津 也 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐 々 木	三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦	浩 君
総 務 課 財 政 係 長	佐 々 木	一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤	達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤	通 君
生 涯 学 習 課 長	及 川	庄 弥 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	首 藤	勝 助 君
事 務 局 長	芳 賀	俊 幸 君

選挙管理委員会部局

書 記 長

三 浦 清 隆 君

農業委員会部局

事 務 局 長

阿 部 明 広 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

芳 賀 俊 幸

主 幹 兼 総 務 係 長
兼 議 事 調 査 係 長

三 浦 勝 美

議事日程 第5号

平成26年9月16日（火曜日）

午前10時00分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第114号 平成26年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）

第 3 議案第115号 平成26年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第 4 議案第116号 平成26年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第 5 議案第117号 平成26年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）

第 6 報告第 5号 平成25年度決算に基づく南三陸町健全化判断化比率について

第 7 報告第 6号 平成25年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について

第 8 認定第 1号 平成25年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 9 認定第 2号 平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第10 認定第 3号 平成25年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第11 認定第 4号 平成25年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第12 認定第 5号 平成25年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第13 認定第 6号 平成25年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第14 認定第 7号 平成25年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

第15 認定第 8号 平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第16 認定第 9号 平成25年度南三陸町水道事業会計決算の認定について

第17 認定第 10号 平成25年度南三陸町病院事業会計決算の認定について

第18 認定第 11号 平成25年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

本日もよろしくお願ひいたしたいと思います。

まず、総務課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 本日、各議員のお手元に決算概要の町長口述書の部分になります冊子をお配りいたしてございます。これは従前にお配りしていた内容もございましたけれども、6ページの中に若干数値の修正がございましたので、今回全文差しかえさせていただきました。お詫び申し上げますとともに、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 6ページをごらんいただきたいと思います。

下から8行目に低炭素社会の合併浄化槽の関係で、件数が37件とございましたものを107件、数値の誤りがございましたので、その数値を修正してございます。その関係で若干後段の部分で表現が改まった部分もございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですね。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

総合支所長が欠席のため、町民福祉課長が出席しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、10番山内昇一君、11番菅原辰雄君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 議案第114号 平成26年度南三陸町一般会計補正予算（第4号）

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第114号平成26年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。ただいま上程されました議案第114号平成26年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明を申し上げます。

今補正につきましては、都市再生区画整理事業、津波復興拠点整備事業など、復興費を中心 に事業費を計上したほか、町道寄木線等の道路修繕工事など、緊急性、特殊性のある事業に 係る所要額を計上したところであります。

細部につきましては、財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、 ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） おはようございます。

それでは、一般会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

初めに、2ページの議案書を改めてごらんいただきたいと思います。

今回、歳入歳出それぞれ19億134万2,000円を追加する内容で、現計予算で471億3,985万4,000円とする内容でございますけれども、この現計予算を通常分と震災復興分に区分いたし ますと、いわゆる通常分が71億8,500万円、全体の15.2%、71億8,500万円。震災復興分が399億5,500万円程になります。残り84.8%でございます。現計予算は前年の同時期と比較いたし ますと、マイナスの36.8%、額にいたしますと274億7,000万円ほどの減額となってござい ます。これは復興事業の高に応じるものでございますので、ご了解いただきたいと思います。

なお、全体予算に占めますいわゆる投資的経費、普通建設事業や災害復旧事業費の割合が 全体予算の62.6%、額にいたしますと295億円、この額が投資的経費という形になります。

続いて、7ページの第2表の債務負担行為補正でございます。今回、志津川被災市街地復 興土地区画整理事業国県道整備外業務ということで、期間が26年度から28年度まで、限度額 5億4,600万円でございます。この事業の内容でございますけれども、国道45号、国道398号、 それと県道清水浜志津川港線のこの整備事業については、国と県から町のほうで受託して整 備工事を行います。実際はURのほうに委託する内容でございます。事業の年度が本年度か ら28年度まで3カ年度続くものですから、債務負担行為といたしました。限度額につきまし ては、本年度分については現年度予算に取り込みますけれども、27、28年度施工分、この3 つの路線の整備に関して5億4,600万円必要になりますので、限度額として設定いたしてござ

います。

次に、第3表地方債の補正でございます。

まず、道路新設改良事業で2,280万円今回追加いたしました。これは、町道寄木線が崩落・崩土したことによる災害復旧でございます。復旧事業を行うに当たりまして、事業費の確保のために起債を発行する内容でございます。本年度は設計費約2,400万円必要といたしますけれども、その95%を地方債で見てございます。

それと、廃棄物処理事業8,230万円、先週過疎の自立計画決定いただきまして、本年度初めて過疎対策事業債ということで、ソフト事業に対する起債を行います。ごみ収集、ごみ運搬業務に係る事業、約1億円ございますけれども、本年度の限度額として8,230万円認められてございますので、この部分を地方債として発行する予定でございます。

では、続いて執行予算の説明に入ります。12ページをごらんください。

歳入でございます。

まず、9款地方交付税、普通交付税に9,500万円ほど追加補正いたしてございますけれども、本年度の普通交付税の額が決定いたしました。申し上げます。35億7,506万2,000円。前年度と比較いたしまして、マイナスの4.3%でございます。震災復興特別交付税につきましては、予算に盛り込まれてございます復興関連事業の裏財源として計上いたしてございます。

次に、11款分担金及び負担金の民生費負担金、児童福祉費負担金で1,180万円ほど減額でございますが、これは保育料の震災減免による部分を計上してございます。内容でございますけれども、対象者が志津川保育所が53名、伊里前保育所30名、名足保育園8名と広域入所として津山の保育所3名分でございます。

次に、13款国庫支出金・国庫補助金、13ページでございます。総務費の国庫補助金で、社会保障税番号制度システム整備費補助金を800万円ほど計上してございます。これは、いずれ番号制が入ってまいりますので、それに関連して住民基本台帳等のシステム改修が必要となってまいりますので、その国庫補助金が入ってございます。

その下の土木費国庫補助金で、道路橋梁費補助金585万円、社会资本整備総合交付金として計上いたしてございます。事業内容は、橋梁の総点検業務が後ほど土木費に出てまいりますけれども、その橋梁の点検業務に関する事業費ということで、交付対象事業費を900万円と見込みまして、65%の計上をいたしてございます。

次に、13款国庫支出金の3項委託金、土木費委託金で、都市計画費委託金6億円でございます。国道整備事業委託金、これは債務負担行為でも説明いたしましたけれども、国道45号

に係る整備の受託費として国から入ってくる内容でございます。

14款県支出金の県補助金、民生費補助金で1,600万円、被災した子供の健康、生活対策等総合支援事業費補助金。これは、保育料の減免対象部分を県支出金で補助するという内容でございます。

その下の農業費補助金で302万5,000円、経営再建家畜導入支援対策事業補助金ということで、家畜11頭を導入いたします。補助標準が1頭当たり55万円でございますけれども、それの補助率2分の1ということで、302万5,000円計上してございます。

14ページをごらんください。

県支出金の委託金で土木費委託金、都市計画費委託金5,400万円減額してございますけれども、県道の整備につきましては、債務負担行為に切りかえましたので、本年度は単年度で施工する予定でございましたけれども、防潮堤工事の調整によりまして事業期間が延長されましたので、債務負担行為を設定するとともに、翌年度以降の支出予定については今回減額してございます。

次に、16款の寄附金、総務費の寄附金で2,500万円、宋慶齡基金会寄附金として2,500万円頂戴してございます。特定非営利活動法人宋慶齡基金会日中共同プロジェクト委員会というものがございまして、その基金から頂戴しております。この財源は戸倉保育所再建に対する寄附金でございます。

17款の繰入金です。各基金から繰り入れを行ってございますので、繰り入れ後現在高予定について申し上げます。震災復興基金現在高見込みが12億9,900万円、復興交付金基金240億1,300万円ほど、地域復興基金11億400万円程になります。繰越金につきましては、25年度決算による繰越金を計上いたしてございます。

次に、17ページ、歳出をごらんください。

1件250万円以上の工事の施工内容、場所につきましては、議案関係参考資料の29ページ、30ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、議会費、今回需用費で32万円ほど追加計上してございますけれども、これは議員の防災服の購入費でございます。

2款総務費の一般管理費で13節委託料686万円、2つの事業ございます。行政手続き整備支援業務、それと個人情報保護現況調査業務ということで計上してございますけれども、まず行政手続き整備に関しましては、行政不服審査法の関連三法、これが平成26年の6月交付されまして、来年の4月1日に施行予定でございます。これにあわせまして、関連する町の条

例については、当然改正する必要が生じてまいりますので、現在町が行っている行政手続きを全て洗い出しまして、個別の行政手続きが改正後の法の趣旨と適合するかどうか、これを整理する事業でございます。それと、個人情報保護現況調査につきましては、これは番号法に基づくマイナンバー、この利用が平成28年の1月1日から開始される予定でございますけれども、そのための新規の条例につきましては、来年の6月の定例会までに整理する必要がございます。現状の個人情報の取り扱い状況を総合的に把握して整理する事業でございます。

5目の財産管理費の25節積立金で、役場庁舎建設基金に今回1億6,000万円基金を追加として計上してございます。庁舎建設基金の現在高見込みが7億2,200万円になります。

9目の防犯対策費、19節負担金及び交付金で、20万円でございますけれども、防犯灯設置補助金として、これは商工団地分でございます。申請予定は17件でございます。17件です。

最下欄に危機管理対策費で、安全・安心なまちづくり推進会議委員の報酬、これは委員10名分、会議3回を見越して12万円計上してございます。安全・安心まちづくり条例の制定に基づく新しい委員の報酬でございます。

19ページをごらんください。

最下欄の衛生費の予防費で、13節委託料で376万3,000円、予防接種委託料を計上してございますけれども、成人用の肺炎球菌ワクチン、それと水痘ワクチン予防接種が定期接種へ切りかわったことによる変更でございます。

20ページをごらんください。4款衛生費の2項清掃費、2目塵芥処理費で13節委託料484万円、散乱廃棄物収集委託料を計上してございますけれども、これはボランティアが収集した廃棄物を収集する業務ということで、農地とか海水浴場、住宅地、漁港などにある廃棄物を収集する委託でございます。

その下の15節が2件ございます。高圧ケーブル等改修工事と非常用自家発電設備始動盤更新工事、これはクリーンセンターとし尿処理場内にある施設でございますけれども、東北電気保安協会の定期点検によりまして、整備する必要がございましたので、今回追加補正してございます。

5款農林水産業費の農業費の畜産業費につきましては、負担金及び交付金302万5,000円計上してございます。歳入で説明してございますけれども、経営再建家畜導入支援対策事業補助金として牛11頭分の補助金を計上してございます。

21ページの農業・農村整備費、13節委託料34万円、中山間地域等直接支払交付金事業測量業務委託料でございますけれども、この地域は宮方地区でございます。工事請負費210万円に

つきましては、田の浦地区のため池のネットフェンスの整備工事でございます。

7款土木費、道路橋梁費の道路維持費の13節委託料600万円、橋梁総点検業務委託料として計上してございます。橋長、橋の長さが15メートル以上の14の橋につきまして今回点検する予定でございます。

15節の工事請負費3,000万円、町道修繕工事となってございます。主に寄木線の崩土の除去工事の経費でございます。延長が70メートルでございます。道路新設改良費で委託料3,230万円、落合線、寄木線とございますけれども、落合線の用地測量につきましては、おおむね300万円ほど、寄木線の道路詳細設計業務は2,400万円ほど、寄木線の構造物詳細設計業務につきましては530万円ほどを見込んでございます。

22ページをごらんください。

工事請負費で500万円、町道新設改良工事を計上してございます。町道石泉線の道路改良工事の経費でございます。延長20メートルでございます。その下の河川維持費の工事請負費150万円でございますけれども、これは桜葉川の護岸改修工事、延長12メートルでございます。

23ページの9款2項小学校費の学校管理費の13節委託料1,400万円、志津川小学校改修工事設計業務委託料でございます。トイレ等の大規模改修に係る設計業務でございます。本工事につきましては27年度、来年度を予定してございます。

24ページをごらんください。

10款災害復旧費、文教施設災害復旧費の社会教育施設・保健体育施設災害復旧費でございます。13節委託料で1,700万円計上してございます。戸倉公民館災害復旧工事設計業務委託料でございます。これは、旧戸倉中学校の校舎、1階と2階部分の実施設計になろうかと思います。

12款の1項復興総務費、復興管理費積立金、復興交付金基金に5億1,800万円ほど。これは25年度に一度崩している復興交付金につきましては、年度内に積み戻しの精算をすることができませんでしたので、その部分については歳計剰余金に含まれて26年度に送られてございます。今回整理することによりまして、復興交付金基金に一度5億2,000万円ほど積み戻しする予定でございます。

2目の地域復興費の最下段、15工事請負費3,400万円でございます。応急仮設住宅解体等工事でございます。館浜の応急仮設住宅を一部解体して移設する工事でございます。1棟5戸分、この部分を伊里前地区のほうに移設する予定でございます。

25ページの最上段の積立金、地域復興基金に420万1,000円、これは復興交付金基金と同じ

く、 25年度で精算した部分を本年度基金のほうに一度積み戻しする内容でございます。

3目復興推進費の18節備品購入費75万円、災害公営住宅集会所の備品ということで、枠沢地区の集会所、完成した暁にはこちらのほうに備品を整備する予定でございます。

12款復興費の4項復興土木費、1目道路事業費の公有財産購入費6,900万円、高台避難道路事業用地、それと復興拠点道路用地の購入費でございます。高台避難道路につきましては、東地区の面積は約2,259平米予定してございます。9筆でございます。9筆、2,259平米。復興拠点道路用地、これにつきましては、東地区、中央地区、西地区、合わせて32筆、8,896平米の購入をいたしてございます。

次に、復興拠点整備事業費の17節公有財産購入費9,360万円。復興拠点整備事業用地購入でございますけれども、これは東と中央地区の28筆の1万2,956平米の購入を予定してございます。

最下段の都市再生区画整理事業費の13節委託料5億4,600万円につきましては、債務負担行為でご説明申し上げましたけれども、国道45号、国道398号、それと県道清水浜志津川港線の整備工事を受託いたしまして、URのほうに発注する内容というふうになってございます。

26ページをごらんください。

12款の6項復興効果促進費で、市街地復興関連小規模施設事業として、工事請負費1,045万円計上してございます。防犯灯設置工事として、今後、あわせまして、防集17団地、これに140基の防犯灯を設置する予定でございます。防集17団地、140基の予定でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上簡潔に行ってください。それでは質疑に入ります。9番山内昇一君。

○9番（山内昇一君） いろいろありますが、2つほどお願いしたいと思います。

最初は、21ページですか、土木費の、先ほど課長より説明ありました寄木線というんですか、あの海岸線に、私もちょうどあそこ通ってびっくりしたんですが、あの辺のいわゆる整備といいますかね、崩落した現場が大変大きな災害でしたんですが、その辺の様子とか、それからその見通しですか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、同じページですかね、農業・農村整備費といいますか、そのいわゆる中山間地域の交付金事業の中で、今度新たに官房といいますかね、その辺の集落が該当になるといいますか、対象になるというようなお話、この辺ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） はい、それでは土木費について私のほうからご説明申し上げたいと思います。

被害の概況、概要でございますけれども、7月21日の早朝でございますけれども、長さが30メートル、高さもほぼ30メートルほどにわたってのり面が崩落したという状況でございます。普通であれば災害復旧等の事業に該当するわけでございますけれども、残念ながらその前後におきましてまとまった雨が降っていないということでございますので、基本的には災害復旧に該当しないという状況で、今進んでいるところでございます。今回予算計上いたしました部分につきましては、事故の発生から2カ月も過ぎているということもございまして、今後長時間、時間が必要だということがございますので、まずもって仮復旧をしたいと。それとあわせまして、今後の復旧方法について固めていきたいということがあります。工事費とそれから委託料を提案させていただいているところでございます。今のところ工事費に大体8,000万円ぐらいかかるのではないかというふうに想定はしております。ここにつきましては、8,000万円という額でございますので、国のほうの交付金等もいろいろございますので、そちらのほうと今、該当するものがないかどうか検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 中山間地域直接支払交付金なんですけれども、今年度で一応5年期分の部分が終了しまして、来年度から新しい事業開始されるわけなんですけれども、そこで、その宮方地区のほうから希望が出ましたものですから、傾斜地条件に該当するか調査するというふうな内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○9番（山内昇一君） 今課長から説明ありがとうございましたが、あの地域は本当の海岸線ですね。それで、私見たところ、前の、手前、何というんですかね、海岸線も崩落していたというの、前議会で指摘があったようですが、いわゆる海岸線の保全等をやっぱり、地域の暮らしですか、それから交通インフラといいますか、そういったことをやっぱり緊急性を持ってやるべきだなと思ったわけですが、特にあそこはスクールバスとか町営バスですかね、ああいったものはあそこを通っているんですかね。その辺ちょっとわかりませんが、そうであれば、その交通体系はどういうふうに変更しているのか。あるいは国から、いわゆる国のほうの支援をいただいて8,000万円ほどの事業ということで、先ほど、話によりますと、普通事業といいますか

ね、それは71億円ですか、それから震災関係は399億円ですかね、そういった予算の配分ですが、やっぱりこれはどう考えても地域の人たち大変ですし、そういったバスとかそういった運行にも支障を来たすると思いますんですね。ぜひ仮復旧のほうは急いでできるかどうか、その辺の計画性といいますか、そういうのありましたらお願ひします。

それから、中山間ですが、私は前回、前々回ですね、中山間事業の直接支払いを歌津地区にも拡大して、農家の支援といいますか、遊休農地対策にもなるということでお話した経緯がありますが、そのときは地域の方の、何ですか、農家の人たちもなかなか意欲といいますか、理解ができなかったと思うが、今回こういったことで新しく集落が、導入するということは大変いいと思います。特に、今回米もまた安くなりましたですね。そういった意味では農家というのは現状といいますか、そういったものは後継者不足ですし、さらに遊休農地もかなりふえてきています。そういったことで米が安くなればますますそういう農業に対する意欲もなくなってくるということで、所得補償ではないんですが、ぜひ農家に希望を持たせるような支援というものは町としても必要だと思いますので、ぜひ地域の拡大なんかは今後考えているのか。その他の地域のほうはどうなんですか。その辺もわかりましたらお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 中山間地域ということではないんですけども、今年度から多面的機能支払交付金という新しい制度がスタートいたしまして、こちらの全中のほうで説明会等開催したわけなんですけれども、現在のところ3地区、押館地区、細浦地区、それから桜沢地区の3地区のほうからこの希望の申込が出ております。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） バスの運行状況についてはちょっと私存じていませんので、後で担当課のほうから報告があるかと思います。とりあえず工事の概要でございますけれども、現在通行止めになっているということがございます。それと、のりの途中にまだ不安定な土砂が残っていて、まだ落ち切っていないということなので、まずもって不安定な土砂をおろすと。それから、路上に堆積している土砂を撤去すると。それに今後の崩土も考えられますので、山側に地溝を設置して土砂を防御するという形で交通開放を図りたいと思っております。次年度以降の本工事につきましては、のり切り、山を削って安定的な勾配に仕上げ、その後のり枠等で押さえて保全をするという方法で考えているところでございます。このため、どうしても工期的に長期間を要するということが想定されますので、本年度とりあえず急いで

仮復旧したいということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤 通君） スクールバスに関しましては、崩落前は通っていましたが、現在は危険なためにそこは通れないですし、近くで転回する場所もないということなんですが、スクールバスの乗降場所を少し遠くなつて不便ですけれども、そちらのほうに変えて運行しています。具体的には国道の近くまで出てきてもらって、そこで乗りおりするという、そういうような状態になっております。

○議長（星 喜美男君） 11番菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 農林水産業費の部分で、20ページ、経営再建家畜導入支援対策事業補助金とありますけれども、この詳しい中身のほう、例えば肥育とか、繁殖とか、酪農とか、そ

うるる内容。対象者何戸あるのか、その辺を。

あと、次ページで、22ページ、河川維持工事ということ、桜葉川12メートル、まあ具体的箇所などわかりましたらちょっと教えていただきたい。

その2点お願ひします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 対象のほうなんですけれども、肉牛の繁殖のほうでございます。11頭なんですけれども、1戸の農家というふうなことでございます。今回1戸だけの希望ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 河川費の工事箇所でございますけれども、一般質問でご質問があつた箇所でございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 工事費は一般質問で質問したって、私も何ヵ所か言っているもんで、これは私がわかればいいというもんじやなくて、皆さんが広く、どの場所でどういう工事かということわからなければということで、それぐらいの説明は必要かなと、そんなふうに感じるものですのでよろしくお願ひします。

あと、肉牛11頭、1戸ですか。参事もいろいろ聞き及んではいると思うんですけど、今子牛が高くてほんと肉が安くて、ほんと大変だと。毎日、毎日赤字だって、こういう声があるので、何でもかんでも助成しろ、補助しろと言うわけではないんですけども、やっぱりその辺の方々の意向とか意識調査をもっとまめにやって、やっぱりそういう方々の身になった行

政を進めていただきたいと思います。その辺、ここでは誰にということは言えないだろうし、誰と聞くつもりもないんですけど、まずそういう状況であるということを踏まえていろいろ対策を講じていただきたいと思います。

それ以上に建設課長、詳しくちょっとお願ひしますよ。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 11頭なんですかけれども、中にはらみの部分もございまして、若干値段高目に設定になっております。今回、繁殖なんですかけども、希望をいろいろとっているんですけども、既に3戸ほどは復旧しております、今回どうしても繁殖のほうでやりたいということなんですが、畜舎のほうの希望も出ていたんですけども、ちょっと自己負担が大きすぎるということなので、そちらの方は取りやめて、とりあえず繁殖の、親牛のほうの導入だけというふうな形になっております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼をいたしました。

何点かご要望なり、ご質問いただいておりました。1つが堆積土砂の撤去、それから護岸の補修ということで、大きく2点だったと思います。今回につきましては、護岸の補修をしようということで、場所につきましては押館の入り口から天神の間にたしかありましたので、そこを見込んでおります。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 前者も聞いたようですが、この7款の土木費、3項寄木線であります。先ほどの説明では仮復旧を急ぐというような、そういうことありますが、7月21日、約2カ月たつわけですが、この7月の臨時会で防集への接続に関連して、この町道はもう整備しないと意味は全くなさないよというような質問をした直後の崩落がありました。それで、2カ月もたって今ようやく補正されると。それで改修へ向けていくというようなことですが、これは近くにも民家がありまして、緊急を要する事態じゃないのかなと。そういう場合に、予備費の充当というものは、これできなかつたのかなと。そういうことをまずもってお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 緊急、まさにそのとおりだとは思いますが、ただ、現場的に、議員ご存じのように、片方が山が高いと、それから海であるということで、応急復旧するにしても、どういう工法がやれるのか、やれないのか、その検討が多分一番大事だったんだと思

います。当然作業員が入って仕事をするもんですから、作業員の安全も確保しなければならないということで、現場等も見させていただきましたし、課内でもどういう形がやれるか、何案か出させていただきまして検討したと。その分時間がかかったと言わればそれまでですけれども、そういう検討をして、一旦土砂を取り除いて、山側に土どめの構造物をつくつて、それなら何とかやれそうだなという結論に達したもんですから、今回提案をさせていただきました。実は、一番心配なのが、先ほどご説明したとおり、まだ不安定な場所が現場に残っているという部分がございます。その下で作業をするわけですから、ここは慎重にやつていかなければならぬというふうに考えています。大変時間はかかるって、地元の方には御迷惑をかけておりますけれども、その辺はご理解をいただければなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 大変住民の方々、あるいはここを通行する方々、大分表示等も不備な点がありまして、入っていって突然気づいて戻ったとかですね、いろんな苦情、お叱りを実は課長以上に私も受けました。

今聞いたのは、まだその危険なところもあるというようなことで、早急に対応すべきじゃなかつたのかなというようなことを含めてね、その上に予備費は使えなかつたのかということを聞いたんですよ。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 財政的に急を要する経費、不測の事態に対応するための経費として予備費を抱えているわけでございますので、予備費の使用状況がその段階で確定していれば、予備費の対応もできたかというふうには思いますけれども、先ほど建設課長が説明したとおりの内容でございましたので、予算の補正を待っていたという形になろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） しつこいようですが、予備費というのはこういうときに使うためにあるもんですので、例えば、借金をしてでもですね、やはり対応することが本当であろうと思いますよ。今後の対応の仕方に、今回に学んでやっていくべきだと思いますよ。

その仮復旧でありますが、これいつごろまで終わるんですかね。それで、これから農繁期になると。漁業ですから農繁期ということではないんだけれども、これから忙しくなるわけだが、いろんな仕事の面で不備を来すというようなことで、住民の方々いろいろ心配をしているんですが、できれば少しでも早くというような願いがあるわけなんですが、これいつごろ終わるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 入札等の手続きしていきますので、まずもって業者が決まるということを前提にお話ををしていけば、現場的に2カ月ほどかかるだろうというふうに考えています。

○議長（星 喜美男君） ほかに。 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） おはようございます。 6番です。

まず、第1点目、17ページ、議会費について伺いたいと思います。

防災服ということでわかったんですけれども、関連で、開かれた議会ということで、議会として近々住民懇談会なども予定しているところですが、直接、間接、考えた場合、現在庁舎内のモニターや、ネットでライブ配信されているわけですが、そこで、ネット配信の際にどれくらいの人が関心を持っているのかということを知る上で、以前も質問した経緯があるんですけど、カウンターみたいなものにつけることができないのかどうか、今後考えられるかどうか、1点伺いたいと思います。

あと、第2点目なんんですけど、19ページ、民生費・児童福祉費とありますが、これもまた関連で、現在この庁舎の近くに団地造成している中に、サッカー選手の長谷部さんの寄附による木造の何か建物あると思うんですが、今後のこの利活用と申しますか、現在所有はこれ誰のものになっているのか。そして、今後どのように使われていくのか、もしおわかりでしたらお伺いしたいと思います。

21ページ、土木費、道路維持費として、町道の修繕費3,000万円ということですが、寄木線70メートルということでわかったんですが、町道の修繕、緊急を要する場所の1つとして、細浦のあの一部未舗装の部分の町道が上げられると思いますが、そこの今後の対処の予定について伺いたいと思います。

最後、4点目なんんですけど、災害復旧費、文教施設災害復旧費1,700万円として、戸倉の公民館の設計が出ていますけど、以前示された計画から、新たな条件をふやして工事設計するのか、できれば2階の部分の設計をどのように今後依頼していくのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 道路の補修関係でございますけれども、当初2,000万円ほど予算をお認めいただきまして、執行しておりました。残念ながら予算、現在のところ予算を使い切ったという言い方変ですけれども、切っている状態でございます。今回改めて予算を計上いたしまして、それぞれいろんな方からいろんなご要望をいただいております。それらを精査

をいたしまして、それぞれ対応したいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 私は2点お答えさせていただきます。

まず、議会のライブシステムの閲覧状況、これが1日何ぼ、月何ぼという、何人ぐらい見ているか、アクセスしているかというそのカウンターというか、要は人の目で見るような表示ができないのかというようなお尋ねかと思いますが、現在はそのようにはなっておりませんが、ちょっと専門的なことよくわからないんですが、議会中継システムの内部の管理の機能として、何人くらいアクセスがあったかというような件数は把握できる機能を備えているんだそうです。ちょっと今、年間何件のアクセスがあったかというのは手持ちで持ってございませんが、今後そういう必要性があれば、システム上画面表示などでできるかどうか、検討してみたいと思います。

それから戸倉公民館の2階の詳細設計につきましては、かねてから見晴らし的なスペースというようなことで考えておりますということでございますので、基本的にはそういう考え方に基づいて今後詳細設計に反映をさせていきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） あさひ幼稚園の件につきまして、工事の展開のほうから説明させていただきます。現時点で所有者のほうは大雄寺のほうで運営しているというふうに聞いております。

現在、東地区の西工区の工事展開上、どうしてもあの場所で園児が活動しながらの工事だと、園児のほうに騒音とかほこりとかで影響が出るということで、あさひ幼稚園側と協議をさせていただきまして、現在は大雄寺さんほうの駐車場のほうに仮の園舎のほうを設置していただきまして、この2学期からという言い方で正しいんですかね、8月のこの夏休み明けからそちらのほうで園児のほう、活動しているという状況です。

今後の利活用なんですが、あさひ幼稚園側からは、あの建物をあそこに残した上で、隣接して新しい幼稚園を建てたいというようなご要望をお聞きしていますので、今後あさひ幼稚園と調整していかなければなと、協議していかなければなと思っております。時期は同じように東地区の西工区の工事展開で、場所、早いところとおそいところが出てきますので、ほかの防集の宅地の造成状況とあわせながら幼稚園側と協議していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） まず、第1点目のカウンターについてなんですが、先ほど課長の説明

ありましたけど、内部では若干わかるということなんですが、例えば、今だと別の部分からアクセスできるようなので、それをホームページの中から必ず誘導というか持っていくようになると、もしかすると簡単に、簡単にでは、私もそういったネットに関しては詳しくないのであれなんんですけど、できるんじゃないかと思いますので、そのあたりの検討はできるか。

あと、もしカウンターを、そういった機能をつけるとなると、予算というかお金がいっぱいかかるのかどうか、もしおわかりでしたらお伺いしたいと思います。

あと、サッカー選手の寄附したあれについてはわかりました。そこで、伺いたいのは、そのまま残すのか、一度解体してまた組み立てるのか、そこだけ伺いたいと思います。

道路に関してなんんですけど、細浦のあのほんの一部なんですけど、私も先日用事あって地区に行ったときに、現場を見せていただいたんですが、そこの道路を通ると、私も1回、2回通ってみたんですが、普通の車でゆっくり通っても、多分震度3か4ぐらいのガタガタというか、揺れですか、そういうのを感じるぐらい、見た目は大したことないんですけど、実際通ってみるとかなりのでこぼこの状況があって、地域の方たちはその道路の脇にある民地をあえて迂回して現在通っているみたい。私も話を聞いている間に5台ぐらい通ったんですけど、皆さんそこを通らないで、迂回というか、して通っているもんですから、そういった民地を通っている状況なので、課長、予算を使い切ったというんじやなくて全部消化したということなんんですけど、今後もしました予算の計上をするようなときは、私見た感じでは緊急性を要すると思いますので、ほかの地区もいろいろ要望はあると思うが、ぜひもう一度現地を確認していただきて、検討していっていただきたいと思います。

それで、戸倉中学校の公民館の件に関してなんんですけど、課長、見晴らしその他を検討するということなんんですけど、地域の方及び今後町のあれに関して、設計する場合に、十分考えていいていただきたいと思います。そこで、設計はもう決まったんでしょうか、どこかの業者に。一応そこだけ伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 1点目のそのカウンター機能でございますけれども、財政的な部分も含めて、今後担当に少し調べさせたいと思います。

それから、戸倉公民館の設計につきましては、今後のことになりますので、現時点では決まっておりません。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） あさひ幼稚園につきましては、所有者が幼稚園側ということとして、幼稚園側からは現時点ではそのまま残したいというふうなお話を聞いております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現場等も含めて、そこだけじゃないんですけれども、再度それぞれ調査をしてみたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） はい、3番及川です。

3点ほどお伺いします。

まず1点目なんですけれども、14ページの寄附金なんですけれども、この宋慶齡基金会寄附金とありますけれども、これは日中の関係で中国からだと思われますけれども、個人なのかどうなのか、ご説明お願ひいたします。

それから、それを戸倉保育所のほうに、建設に使われるということなんですけれども、その辺詳しくお願ひします。

それから、17ページの2款の総務費ですね。25節積立金、役場庁舎基金積立金1億6,000万円、全部で基金が役場庁舎の分で7億2,200万円とお伺いしましたけれども、この役場、土地が来年度、病院の前に役場庁舎の造成も行われるわけなんですけれども、役場庁舎を建てる場合に復興予算が使われると思うんですけれども、この積立金7億円の積立金ももちろん使われると思うんですけれども、復興予算で使われる額との比率ですね、この復興予算全額使われるのか、それとも足りない分をこの庁舎の基金全額使うのかどうなのか、お伺いします。

それから、歳出にいきまして、24ページ、12款の復興費なんですけれども、15節工事請負費で3,400万円、応急仮設解体工事、館浜の仮設の解体ということなんですけれども、先ほどの説明で伊里前にこれを持ってくるという話なんですけれども、伊里前はどこなのか。伊里前、どこに持ってくるのか。

その辺、3点お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 宋慶齡基金会からの寄附金の点でございます。先ほど総務課長申しましたように、法人でございます。個人ではございません。宋慶齡さんという方、中国のいわゆる政治家の方なんですが、わかりやすく言いますと孫文さん、辛亥革命やりました孫文さんの奥様に当たる方。中国の国家副主席まで就任された方というようなことで、もう

お亡くなりになっておりますが、その基金会の方がお出でになりまして、保育施設の復旧に支援をしたいと、そういう申し出がございました。それで戸倉の保育園のほうにそれを使わせていただくというようなことなんですが、補助対象外の部分についてこの基金を活用したいと、そういうふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 庁舎建設基金の内訳でございますけれども、今後基本構想、議会の皆様のほうにご説明をいたしますけれども、現段階での粗々の建設費なんですけれども、本庁舎と総合支所を合わせますと、28億円ぐらいを見込んでございます。現在庁舎建設基金7億円ということでございますので、全額これを突っ込みますので、25%、4分の1ぐらいが基金ということで、それ以外はほかの財源ということになります。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 館浜の応急仮設住宅の転居先といいますか、再築場所でございますけれども、今回町で建てました15戸のうち、5戸解体をいたします。それで、安定的な形で利用できる場所ということで、私地ではなくて町有地、それでライフラインがあるところということで選定を進めておりました。具体的に今考えておりますのが、伊里前下住宅の前にゲートボール場がございました。そこは町有地であるということ、それから、下水道、上水道、隣接する町道に埋設されているということで、そこを考えているところでございます。具体的に言いますと、中学校の入り口でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 中国の方から大変なご寄附をいただきてありがたいことだと思っております。

そしてまた、役場庁舎の件なんですけれども、もちろん4分の3は復興予算ということで考えてよろしいんでしょうか。

それから、その館浜仮設の分なんですけれども、伊里前の峰畠のゲートボール場、住宅がある前だと思うんですけども、そこに仮設住宅を、もちろん仮設住宅になるんだと思うんですけれども、集約をしていくのに、ほかの集約場所には入れなかつたのか。新たにこれは仮設でなくずっと残す方法で考えているのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それ以外の財源でございますけれども、一番大きいのが特別交付税、震災特交とよっつちゅう申し上げますけれども、これが大体13億円ぐらい見込まれております。

す。それ以外につきましては、足りない分を起債を充てたり、それから医療の財政のほうから補助金などがございますので、庁舎建設基金のほかに、大体ほかの財源としては3つから4つぐらい、今うちのほうでは当て込んでいる状況です。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回移す、再築する仮設住宅につきましては、仮設ではなく、基礎をしっかりと設置をした、ある意味本設にしたいというふうに考えております。このため、既存の仮設住宅団地内には建てないと、建てられないということになりますので、あえて町有地を選定したわけでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今ゲートボール場ということなんですけれども、ゲートボールはしなくなったと思うんですけども、あの場所はグラウンドゴルフなどをしてはいないんでしょうか。使われていないのかということです。使われていないんですね。はい、了承しました。以上です。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） はい、8番です。

7ページでございますが、債務負担行為補正で追加ということであるわけでございますけれども、総務課長からはいわゆる国道45号、あるいは398号、それから県道清水浜志津川港線と、そのいわゆる国県からの受託事業というものを債務負担行為で移行したという説明がございましたが、それで、一方で、歳入で土木費委託金ですか、国道整備事業委託金として国道45号分ということで6億円の歳入が予算措置されていると。さらには14ページで県道整備事業委託金、これが県支出金ですけれども、減額補正されて、債務負担行為へ移行するんだと。歳出で予算行為がございまして、いわゆる5億4,600万円ですか、満額の今年度の予算措置がされておるという内容の説明でございましたが、もう少しその辺整理して教えていただけませんか。よろしくどうぞ。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 改めて7ページをごらんいただきたいと思います。

もう少し詳しくご説明申し上げたいと思います。

まず、3路線の整備を受託する旨はお話したとおりですけれども、まず事業年度が国道45号が平成26から27、国道398号が26から28まで、県道清水浜志津川港線が26年度から27年度ということで、国道398号は28年度まで引きりますので、債務負担行為の期間はこのように3年間としたということでございます。それぞれ単年度ごとのおおむねの事業費をちょっと申し上げたいと思いますけれども、国道45号、本年度は6億円、先ほど歳入でございました。来年度5億円、国道398号が本年度2億円、27年度、来年度が……、失礼しました、398号は本年度2,000万円です、失礼いたしました。2,000万円。27年度が1,000万円、平成28年度が400万円でございます。県道清水浜志津川港線は本年度2,700万円、来年度3,200万円ということで、本年度分につきましては、歳出予算化されてございますので、27、28年度の施工分を合計いたしますと5億4,600万円。先ほど佐藤議員歳出で5億4,600万円の部分ございましたけど、たまたまこの数字が一緒だったという形でございまして、債務負担行為の限度額がそのまま歳出予算化されているわけではございませんので、その辺はお間違いのないようにご理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） たまたま5億4,600万円という数字がぶつかるもんですから、いわゆる債務負担行為じゃなくて単年度というかそういう措置でもいいのかなという感じもしたもんですから、そういうお伺いしたわけでございます。

それで、この債務負担行為、今回補正では5億4,600万円ということでございますが、恐らく継続されて、今債務負担行為ですから、この枠でやれるんですか事業、目いっぱいその額で整備される予定なんでしょうか。その辺もう1回。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 予算が28年度まで積まれているのかというご質問だと思うんですけど、それぞれの国と県、道路管理者とは必要な土量、設計図詳細ができていますので、そこから必要な土量と、あと単価ですね、きちんと積算していただいて、必要な諸経費も計上していただいた上で額のほうを受け入れしていますので、今後大幅な、例えばインフレとかですね、そういうのがない限りはこの予算の中で全て賄えるというふうに考えております。

ただ、ちょっと補足説明なんですけど、それぞれ国道45号と398号と清水浜志津川港線です

けど、今回受託する部分はあくまでも土工事分までということとして、そこから上、路盤と舗装と、あとガードレール等道路付属施設ですけど、そちらにつきましてはそれぞれの道路管理者が行うということですので、土工分ということになりますので、ある程度土工等単価が抑えられれば熟度の高い事業費のほうが計上できているのかなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 45号と398号は別にして、いわゆる清水浜志津川港線ですね、相当災害にもあったということで、ご案内のとおりの現状にございます。したがいまして、受託事業ということでございますから、町のほうが手を加えるということでございますので、整備に当たっては、相当以前からいわゆる改良という部分も強く言われていた部分でございますので、その辺を十二分に県と協議をしながら工事施工に当たっていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに、14番三浦清人君。

○3番（三浦清人君） 交付税が決定になって35億円ですか、35億7,500万円と。前年度比4.3%の減額だというお話でした。今回の補正で19億円、通常分で71億8,500万円、災害分で約400万円というお話でして、今後のその交付税の見通しですかね。26年度じゃなく来年度からね。これ25年度で4.7%減額となると、26年度もそれ以上になるのかなと。27年度、28年になってきた場合に、震災、災害復旧工事、復興工事が終わりになりますね、通常分にだんだん戻ってくるんですが、その際にかなりの額が減額されるのかなという。そういったときに、通常の事業とか、いろいろと見通しですね、難しくなってくるのかなという感じするので、今の段階で財政担当としてね、どういうふうな見通しをしておるのかですね。それをお聞かせいただきたいと。

それから、細かいことになるですが、先ほどもどなたでしたか牛、飼育牛というんですか、11頭分で、1頭当たり55万円の2分の1の補助だという話ですが、現在その親牛ですね、どれぐらいで取引されているのかね。その55万円という根拠というのはどこから出てきているのかですね。その辺の話をさせていただきたいと。

それから、18ページの民生費のコピー使用料、金額少ないんです。36万円と。リースの利用料なのかな、使用料なのかな。あるいは枚数当たり幾らというカウンター料というんですか、それになるのか。9月になって包括支援センターで新しくリースするということかなと思うんですが、そういう意味ではないんですかね。どういうふうな内容のものなのか。

まずもってその辺。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 交付税のご質問でございますが、7番議員の一般質問で一定のご説明もしましたこともございましたけれども、やはり三浦議員ご指摘のとおり、普通交付税の歳入いかんによって財政規模というの大きく変容いたしますので、その辺の見通しをしっかりとやっぱり立てていくのは当然必要だろうというふうに、まずもって考えてはございます。今年度はマイナス4.3%ということで、昨年度と比較いたしまして、その落ちた理由がですね、やっぱり前年度と比較して基準財政収入は幾分回復してございますので、需要額がそんなに変動していなくても基準財政収入が見込みがありましたので、その部分が交付税の額に影響してございます。

今後の見通しでございますけれども、来年の10月には国勢調査が実施されるということで、おおむね住基人口だけで約3,000人ぐらいの減額になろうということでございますので、その部分をダイレクトに交付税に反映させますと、約5億円から6億円、恐らく減収になるんだろうというふうに思いますが、ただ、ここには交付税を一時期に6億円を減額するのではなくて、おおむね20%ずつ5カ年かけて減額されていくという、そういう数値急減の補正がございますので、1億円から2億円ずつは人口の減に応じた交付税の減額になるというふうに見越してございます。それとあわせまして、現在合併町でございますので、一本算定と旧志津川、旧歌津、それぞれの交付税を算定した部分を合算して交付税をはじき出してございますが、当然合併の算定替えのほうが金額が多うございまして、その額が約5億円ございます。その合併の算定替えが平成32年度まで続くんですけども、28年度から以降、5カ年かけてこれもまた20%ずつ減っていきます。当然算定替えの経費の恩恵も5億円ございますので、その部分が大体1億円ずつ減っていくということでございますので、人口減と合併算定替えの部分合わせますと、単年度で2億円ずつ、平成32年度まで減っていくんだろうなというふうに見越してございますので、今後の財政運営に当たっては、今年度の決算をベースに、中・長期の財政計画、最低でも5カ年間の収支の見通しを立てまして、それに応じた形で事業の実施計画に反映させていくのがまず肝要だろうというふうに考えてございますので、企画のほうで制作部門で本年度の12月から来年にかけて、来年度以降の3カ年の実施計画を立てますので、それに合わせて財政計画うまくリンクできるように、そのような形で配慮してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 55万円の根拠なんですけれども、補助対象事業費の上限が55万円というようなことでございます。牛の単価なんですけれども、25年度を通しての平均単価、雌牛のほうで47～48万円くらい。現在やっぱり50万円から55万円ぐらいの間で推移しているような状況だと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） コピー使用料の関係でございます。1つには、うちのほうのフロア見ていただければわかると思うんですが、もともと地域包括支援センターのみで使っていたコピーがあったんですが、机の配置がえ等しまして、今高齢者福祉係も一緒にそちらのほうのフロアを使っております。ですから、地域包括支援センターのほかに、保健福祉課の高齢者部門がそちらで仕事をしている関係で、その枚数がふえたと。

もう1点は、昨年度までですと、介護認定の更新の分がいわゆる被災の関係で更新手続きが必要なかったというようなことで、今年度からその分がまたふえてまいりました。ですから、その分の枚数がふえておりまして不足したというようなことでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○3番（三浦清人君） 交付税減額ですね、これから5カ年、あるいは3カ年の財政計画を見ていくと、計画を立てていくということで、この間、何日前ですか、過疎ね、過疎。本当にね、がっかりというか、言葉聞いてただけでね、過疎になって減額されて、果たしてこの町の行く末はと。単独で果たしてやっていけるんだろうかなという思いが強くなってきました。今はご存じのとおり復興予算ということで、聞いたこともない、見たこともない金額でね、我が町、約1,000億円の金額でね、それやれ、やれやれで、どんどんやれやれと。どんどんやれやれというか、復興ですから、進めていただいているんですが、これがまあ27年、28年度になって、大体見通しがついてね、その予算というのもなくなってくると。そうしますと、この通常80億円、90億円、一般会計、それがだんだんに70億円、60億円となってきたときには、果たしてこの町はどうなっていくんだろうという思いがしてならないわけです。とにかく健全化といいますか、単独でもね、やっていけるというような、その財政基盤を構築していくかなければならないんではないかなということ。特に、過疎という言葉を聞いてからね、ここ3日ばかりね、非常に今危惧しているといいますか、そんな思いが強くなりましたのでね。ひとつ皆さんには頑張ってもらわなきやならないと思いますし、まあ無駄なという言葉は当てはまらないかもしれません、全てが必要だということで予算計上されております。臨時議会でしたか、町長が台湾に旅行するために予算取りましたよね。過疎の言葉を聞く前だった

からよかったですけれども、あの後だったら私は賛成しなかった。とんでもないですよ、旅行なんか行っている時期でないと、そんな思いを今しているんですけれどもね。まあ一旦議決したもんですから戻せというわけにもいきませんけれども。できれば無理に行かなくてね、予算を余してもいいのかなと、そんな思いも今しております。

牛ですか、55万円が今現在取引されていると。実質の単価でもってそれを見た上での補助率という形だという解釈をしてよろしいかどうか。

それから、包括支援センター、場所も変わったし、仕事の内容もふえたということですね。であればですが、仕事の内容余り変わらずね、場所が変わって、コピーをするところが遠くなったりするために1台購入なんていうことは、これは余りよくないことですからね。これからますます厳しい時代に向かっていますのでね。我々もそういったことでも気をつけていかなければならぬけれども、皆さんもね、皆さんもやはりこの経費の節約ではありませんが、やっぱり各担当課、大変財政が厳しい時期に入ってきますので、今から気を引き締めていっていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 単価なんですけれども、一応そういうふうに設定はしてあるものの、希望する牛とか、高いのを希望すればやっぱり当然手出し分が出てくるというふうな形になると思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 二、三点。前者の方々も話しているわけですけど、この20ページの畜産業費ね、補正財源内容は県の負担金だということなので、単独かなと思ったが、そういうふうなことが県で認めているんだなというふうに解釈するわけですけれども、それでよろしいのかどうかですね。

それから、今まで支援事業、継続していたと思うんですけども、現在の内容について。非常に農業、林業、大変な時代に投入しております。そのような中で今どき牛飼いを集めることんだからということは勇気があって、これ牛が儲けるのかなと。補助して、補助をすることがいいんだかね、やはり指導も大切だと、そういうふうに思いますのでね、町として、現在の牛というかね、そういう肉牛等の内容がどういうことになっているのか。その辺の内容について伺いをしたいと。

それから、その次の21ページ。道路維持費ね。町道修繕工事、これは寄木だと思うんですけども、今までに2カ月全然手をかけないで、またこれから本工事までには2カ月以上かかる

と。恐らくこの方式をとればね、即座に仮道ですか、それに着手するんだと思いますが、それでよろしいのかどうかですね。

それから、私も行って、1回通ったことあって戻ったんですけどもね、そんなにあそこは生活道路はもちろん、避難道もあるし、迂回路もいいとこ、課長も篤とおわかりだと思いますがね、それである業者から私はね、一番簡単に通行のできる方法はないのかということをお伺いしたら、やれますよと。それは、上って下ればいいんだと。何もそんなに大きく、難しく考える必要はないと。あそここの崩れていた場所をね、1回上ると。そして、下ればね、いいんだと。簡単にできますよというようなことも聞いたんですが、そういうことが考えられなかつたのかどうかですね。やはり1日も早くああいう避難道、何が出るかわかりませんからね、つくるべきだったのではなかろうかなと思いますが、やっとこのたび設計工事。これはこの2つの委託料になっていますけれども、なぜこんなこと2つに分ける必要があるのかですね。そこら辺を説明を願います。

それから、落沢線、前後になりますけれども、測量設計を委託をするんだと。落沢線は私は毎日通って歩いている道路ですので、何か目印というかね、ピンクのリボンを見るとね、道路改良するのかなというような感じで見ていました。果たしてどこからどこまで、何メートル、幾らの幅で、大体どの程度の予算で、これが災害復旧費で認められるのかね、あるいはどういうような予算の手当てがなされるのか。

それから、関連ですけれども、先日過疎債が当期も認められたと。考えによってはね、過疎債もいい点がいろいろあるんです。前にも話しましたが、歌津は高くというかね、山手分は早くからずっと過疎に認められてね。言葉遣いは余りよくないかもしれませんのがね、キツネだのタヌキまで歩くようなところまで全部舗装にしました。大型トラックも無理に入っていくようなね、そんな感じになっています。町長も内容はわかっていたと思うけれども、道路については103万弱、これ非常に狭隘であると。そこに個人の土地を無償でお貸ししてね、防火水槽をつくってる。恐らく20年以上になるわけですけれどもね。その中で、消防車がそこ行けないんですよ。そこへね。小型は行けますけれどもね。中型クラスになってくると入れない。そこらのそういうような内容でもありますので。

それから、あの道路については、事故なども多発しているという内容でありますので、災害で非常にそっちのほうが重要でありますけれども、過疎債などあるんであれば、そういうものも活用して、そういう過疎の過疎という言葉を使いましたがね、そういう非常に不便な地域を、やはりこれも行政、今後も活用していくべきだろうと思いますが、いかがですか。

その3点か4点ぐらいですね。ご答弁を願います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） この事業につきましては、県単独の事業でございます。

それからあと、その被災の状況なんですけれども、全部含めまして畜産農家20戸ほど被災しております。8戸ほどが廃業、それから既に復旧分が4戸、今回1戸に加えまして現状維持と今後検討するというふうなのが7戸でございます。畜産全般を見ますと、ひところ、全盛期より半分くらいの生産額になっている状況でございますけれども、普及センター、家畜保健所、それからJAさん等と関係機関一体となってしっかりと今後の対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 2点ほどだと思います。大きく2点ほどご質問がございました。

1点は寄木線でございます。今後の進め方でございますけれども、急いで仮復旧をすると。とりあえず車は通れるような状態に戻したいと。それで、総合的な対策につきましては、13節にございます委託料を使って、現地調査をさせていただきまして、工事の全体規模を決定をしたいというふうに考えているところでございます。

それから、迂回路ですけれども、ちょうど21ですからその2日後に現場のほう歩かせていただきました。それで、今議員さんおっしゃるように、当初裏山を通れないかということで、現地も歩かせていただいたんですけども、どうしても馬の背のような状態の中で、峠を越えなければならないという地形でございまして、なかなか道路勾配がとれないということがございましたので、裏山はちょっといけないだろうという判断をさせていただいたところでございます。

全体の本復旧につきましては、今回の測量、それから設計調査によりまして、それぞれ概算是つかんでおりますけれども、工事費が多額でございますので、国のほうに要求させていただきたいというふうに考えているところです。

それから、次、2点目、内沢線でございますが、議員さんご存じのように、田表地区で圃場整備事業、田んぼの区画整理事業をやっております。それで、町とすれば内沢線の改良計画があるもんですから、何もしないと圃場整備はされてしまうと。それで、圃場整備終了後にまた新たに土地を買わなければならないという状況になりますので、今回急いで圃場整備区域内の部分でどのくらいの道路用地の必要な分があるかどうか、それを現地でしっかりと杭を打たせていただきたいと。道路用地以外で圃場整備を施工していただきたいというように考

えているため、緊急に今回予算化をさせていただきました。測量延長的には300メートル程度、県道から300メートル程度考えておりまして、幅員は6メートルを考えているところでございます。ただ、あくまでも今回はその圃場整備対応する部分でございますので、全体的な計画につきましては、また別途考えていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 過疎の関係でございますけれども、過疎制度を利用したさまざまな事業ということで、先日ご説明をさせていただきました。その中でも道路事業というのは非常に大きくて有力なメニューだろうというふうに思っております。来年度の予算に今反映をさせるべくということで申し上げましたが、現在の町内の道路事情がどのようにになっているのかということを調べ直しまして、道路メニューをしっかりとつくるということで、これから進めたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） まず最初に、この家畜のほうね。いろいろ説明がありましたがね、できれば決算で、現状の貸しているとか借りているとかもあるんでしょう。現在もね。今説明したとおりに。資料で提出してもらいたい。次長、よろしく、そのあれでね、家畜の農家に貸し付けている内容については、できれば資料で説明をお願いしたい。その家畜の動きをちょっとね、見たほうがいいのかなと思いますので、そういうふうに、ただ、今ね、言葉で言われてもね、頭悪いのでね、忘れますので。

それから、寄木線、それは私が先ほど言った1回上って下ることもできるというようなこと、私言ったら、馬の背のようになっていると、なって難しいということですがね、内容をね、ある程度業者見て言っていると思うのでね。そこら辺がやっぱり1日も早く住民が毎日使っている道路ですからね。つくるべきだったのではないかなと思いますが、今後はどうかそれを早目で、スピードをもって進めていただきたいと。

それから、補助が、部落の方から聞いたら、町のほうに言ったら予算がないと言われたと。前者も言ったように、予算は予備費等も適用できるのかなと思いますが、それもやらなかつたというようなことですし、まあ、ああいう非常に津波で大変な時期にですね、道路までね、ふさがれてしまつてというような状態ではね、部落の人たちも大変だったろうというふうに思いますので、その点は恐らくあそこも大変な工事になるのかなと思いますし、やりようでしようがね、早目にお願いします。できれば工事を予定としていつまでに完成しようという

考え方を持っているのか、その辺についての目安を伺いをしたいと。

それから、内沢線は圃場整備でやるのだと。圃場整備でね。そうすると、これは補助金で、国の災害補助金で圃場整備はやるんでしょう。圃場整備はね。農地の圃場整備はね。その内容を活用して、内沢線をつくると。今、何ぼ、300メートルですか。200メートルね。300だね。そういうようなことですが、もう1回その辺についてお願いします。

それから、町長にお伺いしますが、内沢線は非常に今上流に家が多く建っています。それから今、近いうちあと3軒建つというようなことになっていて、大体10戸ぐらいが内沢線の側溝を利用するようになる。側溝ね。そのようなことで非常に傷んでおりますのでね、ぜひね、仮にも側溝整備をして、将来はそれなりの道路をつくっていただきたいなと思います。何かの都合のいい予算補助でもあればね。あるいは今後、あの道路はおかげさまで北の口の広域農道も今月で全部、全面舗装完了します。それから、向こうは、気仙沼市に入っては、広域農道、まあグリーン農道から新たにまた346ですね、あの道路に当たるようにまっすぐに、右岸だね、川を下から見ると左岸なんだけれども、上から見るもんだなと思って、右岸のほうね。非常に、そうすると高速道路にも、道路のインターに行きやすい。そういうふうになります。そういうことになると、今後は交通量もそれなりに落沢線を行って高速道路に乗るという方が多くなりますのでね、どうかその辺も心置きをしていただきたいと。まあ念のため、石泉線と落沢線の今後の考え方については町長に伺いをしたい。以上であります。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。資料、後刻でよろしいですね。資料のほうは。

建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 質問2点ございましたので、それぞれお答えをしたいというふうに思います。

議員さんおっしゃるとおりで、予算ご決定いただければ、早目に事業を進めたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。なお、金額的に入札をかけなければならないというひとつつの手続きがございますので、それらも含めまして年内中には復旧を完了したいと、仮の復旧を完了したいというふうに考えております。

それから、落沢線、ちょっと私の説明がうまくなかつたんですが、現在確かに圃場整備事業をやっておりまして、それぞれ換地計画も今つくろうとしているんですが、一旦換地をされてしまうと、個人の方に土地がわたってから、また再度立ち会いをいただいて、土地を買わなければならぬという状況になるので、そうならないように、事前に道路用地を確保したいというのが主な目的でございます。それで、ある意味道路事業は用地を確保すると大体8

割方仕事が終わるもんですから、そういう形で事前に土地を取得をする準備をしていきたいというふうに考えております。工事につきましては、本来は圃場整備の中でつくっていただきたいというふうな町の考えですけれども、なかなかそこまではまだ合意に至っていないので、最低限、土地だけでも確保して、後々手戻りがないようにしたいというふうに考えていくところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 新しくうちがどんどん建ってきているということで、そういった事情もございまして、今阿部議員お話のように、こういった道路整備、あるいは側溝整備も必要だということでございますが、いずれ担当課と私も一緒に現地に出向いて、その辺の調査をしっかりさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 今私は2点町長に伺いを立てているんですけれども、はっきり言って私のうちの周辺の、町道からなんですけれども、消防車も入れないような状態だと。よく町長も見てわかるように、あの道路についても、今後ひとつ、ぜひ考えていただきたいと思いますが、もう一度町長ご答弁。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 答弁漏れて大変失礼いたしました。

十分に承知をいたしておりますので、その辺はしっかりとやらせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第114号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。ここで昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前1時54分 休憩

午後 1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

総合支所長が着席しております。

日程第3 議案第115号 平成26年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算

（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第115号平成26年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第115号平成26年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において前期高齢者交付金、繰越金等、歳出においては平成25年度決算に基づく国県支出金等の償還金及び予備費等、それぞれ補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、平成26年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。補正予算所30、31ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,744万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ26億4,944万5,000円とする内容でございます。

その内容でございますが、33ページ、34ページをごらんいただきたいと思います。

歳入合計補正額計とございますが、全体としては平成25年度からの繰越額が確定したことによる増額の補正ということでございます。

35ページをお開きください。歳入です。5款の前期高齢者交付金と6款県補助金交付見込み額により、増額補正としておるところと、あと10款繰越金で確定した平成25年度からの額を補正しているという内容でございます。

36ページ、歳出につきましては、1款の一般管理費、3款1項の支援金納付金関係になります。

すが、これらの支出の見込額により増額補正しておるところでございます。

11款の諸支出金では、前年度分の交付金や補助金精査に伴う償還金として、繰越金を充てております。37ページでございます。失礼しました。

それから、歳入の残分につきましては、12款の予備費で調整を行っているというような内容でございます。

以上、内容の説明とさせていただきますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ページ数といいますか、総体的なことで質問するんですが、これ町長にお伺いしたいんですが、この町民の方々、これ国民健康保険料非常に高いんだと。生活もままならないというようなお話がいろんなところで今話しされるわけです。まあ中には全員からアンケートとったわけじゃないんですけども、適當だとか、それでも安いんじゃないかというような話は聞こえないでね、私の耳に入るのはどうしても保険料が高いので、何とかならないんでしょうかねというような話が往々にしてあるわけです。この安くするというようなお考えといいますかね、何とか安くならないんでしょうかね。町長としてどうお考えでしょうか。町長そのものも妥当だとか、まあ安い、高いは別にしましてね、どういうふうに考えているのか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 保険税率についての構造というか、あり方というのは、三浦議員篤とご承知でご質問だと思いますが、基本的には何回もこの件についてはいろいろご質問あった際にはお話しますが、この南三陸町としての医療費を、これ前提として、そして税率を決定しているということでございますので、南三陸町ではこれほどの、これほどといいますか、それを高いか安いかというのはそれぞれ町民の皆さん方思い、それぞれございますが、いずれそういった南三陸町で医療費というものが相応にかかっているということでございますので、その辺ひとつご理解をいただくしかないのかなというふうな思いがいたします。いずれ、安くするというのであれば、予防に徹底して力を入れていくということも、これ大変重要なことだというふうに思いますので、その辺も含めて我々としてしっかりと対応していかざるを得ないんだろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） きのうでしたかテレビで、全国の健康保険連合会の全国1,400ぐらいあるんですかね、加盟団体というのが。そこで半数以上が赤字団体だということで、保険料を上げていかなければ維持できないんだというような報道がされまして、各市町村がやっていく国民健康保険のほうに向かっているのかなと。今町長が申されていたように、医療費が加算していくんだと。やっぱりその少子化といいますか、要するに保険料、保険税として収入よりはお医者さんにかかる方々が結構あるわけです。それはまあ高齢化社会に向けてね、日本全国が皆そういうふうな形になっていくと思うんですね。私どもの高齢化率、30%ちょっとですか。中には40、50もある市町村もありますけれどもね。ただこれは町独自の問題でなく、全国、日本の国そのものの問題になってくるんじゃないかなと。現になっているわけですね。単独でね、これを維持していくというのは大変な問題になってくるのでね。これを国が何とかね、あるいは県が何とかしなければならない大きな問題ではないかなという思いがするわけで。そこで、その国に対しての働き方、県に対する働き、町単独での国民健康保険の特別会計としてはやっていけなくなる。まあ料金を上げれば簡単。保険税。どんどん、どんどん上げれば簡単なこと。しかし、そうなってくると町民の生活脅かされるということになりますので、これ以上の料金は上げるということは無理だと思います。ですから、その組織、これに対する国の考え方を直してもらわないとやっていけないんじゃないかなと。それに対する、町として、国への働き方、県への働き方、それなどももう既にやらなければならない時期に来ているというふうに私は思っております。いいですか、打合せ終わりました。はい、では答弁お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 国保に加入なさっている方々は、どちらかというと低収入といいますか、収入の余り多くない方々が入っているということで、税負担も非常に重いということの思いをお持ちのことは十分に私も理解してございます。しかしながら、制度としては先ほどお話をしたような制度でございますので、どうなるかということよりも、以前話になってきたの、いわゆる後期高齢者と同じように、国保も1県で1つの組織というふうな議論もなっている。今どこまで、どういうふうな形になっているかちょっと町民税務課長にでも答弁させますが、いずれ各自治体の中で単体でやっていくというのは難しいということについてはご指摘のとおりだというふうに思います。そういった中で、1県1つの国保という組織にしましょうということなんですが、基本的にそれぞれ自治体によって税率が違いますので、高いところも

出る、低いところも出るということになりますと、調整する際に大変難しい問題も出てくるんだろうというふうには認識をしてございますが、いずれその制度が今どういうふうな状況になっているかというのは町民税務課長から答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、お尋ねの制度全般的な現在の国の動きでございますが、ご承知のとおり、社会保障制度改革国民会議が設置されて、いろいろ社会保障制度の全般的見直し等が行われているさなかでございまして、その中で、通称社会保障改革プログラム法なるものがございまして、こういった議論の中で、国保の保険者をどうするかという議論がございまして、現段階でのお話ですが、平成29年度を目指して、都道府県一本化というような動きがございます。その中で、ただいま町長が申し上げたとおり、医療の水準だったり、保険料の水準だったり、さまざまな問題がございまして、実質保険者を都道府県一本化にしたとしても、保険税の徴収は市町村で行うとか、いろいろまだ議論のさなかであるというようなことで、ご質問の中にあったとおり、国民の最後のセーフティーネットというような国保制度の構造的な問題というのが、もう少し議論があって、細かい部分が決まってくるのかと考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 先ほど言いました健康保険連合会の多くの団体の赤字の大きな要因は、後期高齢者医療の負担額が大きいんだというようなお話でありますね、これは法律で定まっていることで、じゃあ後期高齢者の制度をなくせというわけにはいかない。また、医療にかかる方々、年齢的から見ればね、後期高齢者の方々も多くまた医療費使っているわけですから、これは仕方のない、それは悪いということではなくてですね、仕方のない。ただ、町単独での運営というのはなかなかこれから難しくなってくるだろうし、これ以上の保険料を上げるということも難しいと。その制度そのものもやはり変えていかなければならないでないかということでありますけれども、国としては今課長が言ったように、29年度を目指して都道府県一本化にしたいというようなお話でありますけれども、徴収方法につきましてはまた別としましてね、私はどうしても町単独でやっていると、どうしてもその保険料を上げざるを得なくなってくるような状態だからまずいんじゃないかと。だからその制度そのものを変えていただかなければならぬんじやないかという話でありますね、徴収方法についてはまた別問題。やっぱり国が、あるいは県がこの問題にどう取り組んでいくのか。その気がなければ町のほうで発信していかなければならぬんじやないかという話であります。まあ29

年度を目標に、そういった制度を今やるということで準備を進めているということありますので、29年度まではこれ以上保険税というものを上げないでいくのかなという思いをしております。

以前、課長ともいろいろとお話をさせてもらいましたけれども、以前この議会でもちょっと話したんですが、社会保険料、共済保険料、皆さん「料」、国民健康保険だけが「税」と。これは徴収するための法律的なものをかぶせるといいますか、その範囲で徴収できるということで税という形をとっているのかなと。保険料であれば所得に対しての、その何%という割合。しかし、国民健康保険税は人数割りやら、あるいは固定資産税、資産割というものも上乗せになって徴収されているわけですから、そうなってくると不平等といいますか、まあ法律がそうなっていますけれども、仕方のないことですが、どうしても国民健康保険税がね、社会保険とか共済保険と違って、とられる賦課内容というんですか、それが大きく変わっているわけで、また、社会保険とか共済保険は事業主から半分出してもらっていますから、国民健康保険は全額個人負担。これも同じ町民としてね、どうなのかなという感じもするわけです。まあ、法律がそうだから仕方ないだろうと言われればそれまでですけれども。まあいずれにしろ町民の間ではその保険税、非常に高いと。これ以上収めることは難しいというような話がそちらこちらから聞こえますのでね。こういう質問をさせてもらいました。

そうすると、29年度の目途というか目標で今国が進められているということなんですが、そのきっちとした、29年度施行なんですかね、その辺どうなってますか。これ今準備で進めている内容について。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 29年度施行に関しましては、実施に関しましてはまだ確定的なものではないような雰囲気もございます。というのは、一部保険者となる都道府県のほうで、やはりこの根本的な財政の部分を担保していただかないと、なかなか難しいんじゃないかなというような意見等もあるやに聞いておる状況です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この際だからちょっと見ている方も、町民の方もいらっしゃると思います。国保税の収納率は南三陸町県内1位でございます。大変納税者の皆さん方には大変ご協力をいただいてございます。そういった関係もございますが、来年度の税率、今から税率というのもあれなんですか、多分上げないで済む方向で今いるのかなというふうな思いがいたしております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） はい、7番です。

2つほど。歳入でのこの5款ですか、1項、前期高齢者についての交付金、これ前期高齢者というのは何ぼぐらいいるんだべね。

それからですね、支出金、11款ですか、1項、この部分での過年度分の療養給付費、あるいは退職者の医療療養給付費というもの、もう少しわかりやすく説明、できればお願ひしたいと思います。

それから、この歳入の6割ぐらいが予備費移っているわけですが、この予備費にこの5,000万円、5,323万円ですか、補正されたこの理由はどんなものなのか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 3点ほどのご質問かと思います。

まず初めに、前期高齢者交付金ですが、この前期高齢者というのは65歳から74歳までの被保険者を指しております、当町では最新データで1,400名ほど被保険者としてはございます。

この交付金につきましては、各保険者間のこういった高齢者の数が、各自治体によって不均衡になっているという部分で、その調整をしてくれる財源というようなことでございます。

それから、償還金ですが、償還金をもう少し詳しくご説明いたしますと、過年度分の特定健診等負担金の返還金でございますが、これは基準額に基づいて計算した特定健診の総額に対しまして、国、県それぞれ3分の1ずつ負担することになっているんですが、その精算額として国県各45万2,000円ずつを精算でお返しするというような内容のものでございます。

それから、療養給付費の返還金につきましては、25年度に収入した金額と計算して確定した額の差額の2,368万円ということですが、これは国庫負担の部分で、町が給付している給付費の32%の部分の償還金ということで、2,300万円を還付しなくちゃならないということですね。

それから、過年度分の退職者医療療養給付費と交付金、これも同様の性質なもので、960万円の精算額が出たということでございます。

それから、過年度国庫補助金返還金でございますが、これは制度的には高齢者医療制度円滑運営事業費補助金ということで、これにつきましても14万5,000円の収入に対しまして、額の確定が7万5,000円ということで、7万円を返還すると。これは、高齢受給者証とかを交付する経費の中身ということでございます。

それから、予備費に充当した理由ということでございますが、特別会計は議員さんご存じのとおり、それぞれ負担割合とか、国庫の負担率等に基づいて当初の予算を計上しているとい

う関係上、予備費に一時充当しておいて、今後の給付の動向等を見て、組み替えしての財源に使いたいという事情でございます。以上です。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 人数についてはわかりました。

それで、結局そうすると、国県に返す分と、それと過年度分、これ要は還付するというようなことですが、このやはりこれは25年度の決算が出ないと、この時期にしか還付できないのかということですよ。もっと早く還付できないのかというようなことなんです。それで、その予備費については、もう少しの計画ね、予備費にとっておいて、後で流用するというようなことなんでしょうが、その流用策というか、予定というか計画があるのかなと思って聞いたんですよ。あればそれも聞かせてもらえればよかったですかなと。なければないでいいんです。そういう還付金ね、もう少し早く還付できないのかというようなことだけでいいですから、その辺どうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） これは、5月に出納閉鎖後に実績報告を提出して、その後に確定する額ということで、どうしてもこの時期になってございます。震災等で大きく額の変動がありました、昨年は1億7,000万円ほどですね、繰越額のほとんどをこちらに充当して返したというような部分でございますが、今年度は予備費に5,000万円ほど蓄えるくらいの余裕が若干できたというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 関連になりますけれども、国保税の関係で、災害者の皆さんに減免措置が今どのような内容になっているのかですね、大体何名ぐらい、金額的に減免がされているのか。されているとすればいつまでなのか、その辺お伺いしたいと思います。

あと、いろいろまあ説明を聞いているとね、今の時点になってね、補正しなくとも、当初でなぜそれなかったのかなと。もう少し早くね、こういうものは前にも臨時議会もやっているしね、ほとんどがもう決まっているようなもんだから。それがなぜできなかったのかね。今の時期なのかという、前者も言ったとおりね。こういうふうに細かく数字が何度も乗ってくるとね、この予算の流れというか、使い方というかね、そういうものもなかなか思うように、難しくなるのかなというふうに思いますね。そういうその見通し、見通しが、今でなければできないものかどうかですね。その2点についてお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） お答えいたします。

今年度、4月からですか、開始いたしました医療費の窓口一部負担金の減免制度、市町村民税非課税世帯で大規模半壊以上の方々等を対象とした一部負担免除を証明書を発行して実施しているところですが、25年4月、今年度当初では486世帯で779名の対象でしたが、町県民税が確定した現在、7月に見直しして、8月からの世帯は338世帯で508名の方々が軽減を受けているというような状況にございます。

それから、補正のタイミングということでございますが、先ほどご説明したとおり、どうしても確定に時間要するというようなことで、その通知を待ってからの補正対応ということでございまして、こういう時期になってしまふことをご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） どうも説明がね、ご理解できかねるような気がするんですけども、まあ最初からね、決まっているその支出金ね、そういうものではないかと思うんだがね。ただ、まあ収入においても前期高齢者1,400人、それやつたらね、あんまり違わないんじやないかと思うがね。収納率だって100%ということで、非常に県下にもない、県下トップという。その1,400人の前期高齢者の把握しているんでどうから、途中で九百何万という増額になるというのがどういうことなのかね、ちょっと、最初はそうないと思ったのか。年、1年に2つ、3つとるわけでもないですね。そこら辺がどういうようなテクニックがあるのかわかりませんが、課長のね、それちょっと理解できかねるということです。こういうふうに予算というものはとることになっているのか、とるものなのか。私は当初予算でね、見込みについているものは積算して、それなりに当初予算と余り変わりないように最終決算までいくのがね、これは各課長さんたちの手腕だらうと。予算は見積もりですからね、多少は変化あることですけれども、人口だとか年齢だとかね、そういうものはあんまり変わらないんじやないかと思いますが、その辺いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） この前期高齢者交付金につきましては、支払基金のほうから交付を受けるお金でございまして、全国のこの前期高齢者の数等を集計した上で、その年度の新たに退職者からこの前期高齢者、国保に加入している方、きてくる方々との負担の調整を行った上で額が確定されるというような制度でございまして、どうしても年度途中での調整が出てくるというような性質のものだそうでございまして、このようなタイミングとなってしまうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第115号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第116号 平成26年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第116号平成26年度南三陸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第116号平成26年度南三陸町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において一繰越金を、歳出においては平成25年度決算に基づく国県支出金等の償還金及び一般会計繰出金をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、細部について説明させていただきます。

ただいま町長申し上げましたとおり、決算額が確定したことによる今回の補正でございます。45ページ、46ページをお開きください。

まず歳入でございます。繰越金として5,081万6,000円というようなことで、これは今申し上げましたように、決算額が確定したことによるものでございます。

46ページの歳出でございます。償還金として国庫支出金等の過年度分の償還金を1,633万6,000円、それから一般会計の繰り出しとして760万5,000円。予備費として財源調整のため

2,687万5,000円を計上させていただいております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

これは国保にも関連することなんですけれども、25年度の確定して残ったお金が歳入にこの補正で入ってくるわけなんですけれども、ほとんど予備費に充てられていますけれども、基金積立に積み立てする考えがなかったのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 基本的には基金は年度末に調整をするためにおいておりますので、そちらのほうではなくて、予備費として受用させていただいたと、そういうことでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 予備費は、あしたにその補正……、インフルエンザだ、医療費が重なった場合、予備費だとすぐ使われやすいのは承知していますけれども、せっかく基金があるので、そちらのほうにも積んでもいいかなという思いがするんですけども、その辺もう一度お願ひします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 決算時に、後で述べようと思っておったんですが、介護会計においては、基金を毎年取り崩しております。そういうような状況が続いておりますので、そちらに、基金のほうに積んでもすぐ取り崩すというようなことが目に見えているような状況でございますので、基本的には予備費に受用させていただいているというふうなことでございます。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 介護保険、介護保険料、介護を受ける状況になった際の、そのための保険といいますかね、やっているわけですよ。互助といふことも含めながらね、互助。いざ介護を受けるような状況になった際に、我が町にもそういった介護施設何カ所かあるわけであります。しかし、その入居費といいますか、入居をする際の1カ月の料金見ますと、国民

年金に加入して受給している方々ではなかなかそういった施設には入れないと。せっかく介護保険料を納めていてもね、役場の職員とか国家公務員とか、あるいは企業の重役をやった方々であれば、その年金というものが高いわけですから、受給の額が大きいもんですから、今町内にある施設のどこでも入れる。しかしながら、国民年金をもらっている方々ではなかなか入れないと。そういった実態であります。宮城県の介護計画に基づいてそういった施設がいろいろと出てきているわけなんですけれども、でもまあその施設によってね、多床室、要するに1部屋に3人とか、あるいは4人入居できるような施設であれば、その入居費用も若干安くなつて、国民年金の方でも入れると。しかし、残念ながら今多床室がないような話を聞いております。

町長、介護を受けるようになってですね、町民がですよ、国民年金をもらっている方で、その年金で入れない町民の方は、あとは息子さんなり家族の方々がその不足分を補って入居させるというやり方なんですが、その家族の方々もなかなかそこまで収入の関係で手が回らないという実態があるわけですが、そういういった方々、どこにどのようにしたらいいと思います。町長から、質問です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 残念ながら現行制度の中で運用せざるを得ないということでございますので、ある意味ご家族の皆さん方のいろんなさまざまご協力とか含めながら、そういった入所ということになろうかと思いますが、いずれにしましても、多床室ということが我々もある意味施設を再開する際にお願いしていた経緯があるんですが、残念ながらなかなかそもそもいかなかつたという現実もございまして、多床室であれば今お話しのように入れる方もふえてくるわけでございますが、個室ユニットということになれば、残念ながら入れない方が多くなるということも、これもまた現実だろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） まあ現実は入れないんです、入りたくても。私の言っているのは、現行制度はわかるんですが、家族もなかなか介護できない状況、生活しなきやならない、いろんな面でね。そのときに、入れたいんだけれども収入あるいはお金の経済的な問題で入れない、入れることができない、そういう方々を町としてどのように今後したらいいかと。していくべきかと。あんたは国民年金もらって、それだけのことしかやってこないから、入れないのは仕方ないかなという、打ち切りという言葉は適當ではないかと思うんですが、でもその方々も元気なうちは一生懸命介護保険料払ってるわけですからね。これからも払うわけです。

そうなった方は別にしましてね、払うわけですから、そうなる前までは。前期にしろ何にしろね。実際そうなった場合に入れないと。入る権利は皆平等だと、ただ入れないのはあなたのせいだということだけで済ませることができるのかどうかということ。町としての社会福祉という観点からどうしたらいいのか。何かいい案ありませんかね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当町のみならず、そういう制度に乗ってこの介護保険制度を運用しているわけでございますので、他の自治体がどういう取り組みあるかということはちょっと承知をしておりませんが、もう少し詳しくもし担当課長、わかれば答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 基本的には制度上の問題になると思うんですが、低所得者に対する、いわゆるそういう軽減措置というのは今の制度上でもございますので、同じような例えば所得であっても、部屋代とかそういった部分でそこの軽減措置があるというような、そういう制度を使いながら、やはり面倒を見ていくというような形になると思います。

実際には低所得者の方でも特老に入っている方いらっしゃいますし、その分につきましては、やはり制度上でそういう減免措置を講じていると。それから、今回の介護保険計画の中では、新制度の中では4月からいわゆる高額の方については、2割負担というような、所得が確かに280万円以上ですかね、所得で280万円以上の方は、今まででは、従来ですと1割負担だったんです、サービス料が。それが2割負担というようなことになりますと、逆にその低所得者の方々については、その今までの1割未満の部分がさらに細分化されて、低所得者の方についてはそういう恩恵が受けられるというような、そういう制度になりますので、国でもそういう措置は講じているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 低所得者という、ラインなんだけどもね、わかるんです、その制度。でも実際にそういう方がいる、よそで働くなくちゃならない、あるいはパート、いろんなことをやっても生活する上でもそれが限界だと。それから下回っているわけですから、低所得者というのは、この何よりはね、収入があるやつよりはね。だからなかなかその対象になる方というのは少ないわけですよ。そこを言っているんです。制度上というか、仕方のないんだという。それを今後、町としてね、行政としてどのような方向でやっていかなければならないのかという。まあ町だけの問題でない、我が町の問題だけでないということもわかつていますし、これは全て国の絡んだ制度の問題ですから、それを町がどのように国に働きかけ

ているかということを私は言っているんです。

ちなみに、課長、何ですか、介護計画、宮城県でね、例えばこの宮城県全体にこういった施設があと何床残っているとか、いろいろありますよね。私が言いたいのは、もし残ってね、あって、我が町に、あるいは近隣でそういう施設が今後建設事業として行われるようなことがあるのであれば、ぜひ多床室を多く。あれは何ですか、これ事務的なことで後で課長に行って聞けばいいんだけれども、総体の中の多床室というのは何割だということは決まってあるんですかね。例えば100床だと、100床なんだけれども、その3割とか2割しか多床室は認めてくれないよという、そういう規制があるんですかね。全体を多床室ということはできないのかどうか。その辺、どうなっているか、制度上。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 旧制度と申しますか、そのときには多床室というようなことなんですが、厚生省のガイドラインの中では、今は逆にユニットにしなさいと。ですから、いわゆる個室にしなさいというような、そういうような指導なんです。なもんですから、町としてはできれば先ほど言ったように、いろんな層の方にサービスが提供できるように多床室を設けてほしいというようなお願いをしているというような、そういう現状にはあるんですが、実際は厚労省のほうからの通達によってユニットをつくっているというようなのが今の現況だということでご理解をいただきたいと。

形としては減免措置みたいのがございまして、確かに2割未満ですかね、2割未満程度は多床室も認めるはずなんです。ところが、実際には厚労省に提出段階ではほとんどユニットで出していると。申しわけないんですが、そのほうが法人さんにとっては実入りが大分違いますので、そちらの方を選択しているというのが現状でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第116号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第117号 平成26年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第117号平成26年度南三陸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第117号平成26年度南三陸町水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

今補正は、資本的収支において、災害復旧事業に係る国庫補助金及び建設改良費をそれぞれ増額補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） 細部について説明させていただきます。

補正予算書の51ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款水道資本的収入、3項1目補助金について、3億9,073万円の増額補正を行うものでございます。内容といたしましては、資本的支出に補正計上しております災害復旧事業の建設改良費4億円に対します国庫補助金が3億5,880万円、一般会計の補助金が3,193万円となってございます。

次に、支出でございます。1款水道資本的支出、1項建設改良費、1目水道施設建設費、4億円の増額補正をお願いするものでございます。

8月に保留解除申請を行いました災害復旧事業費分の補正をお願いするものでございます。

それでは、4億円建設改良費の増額について具体的に説明させていただきます。

別冊の議案関係参考資料の31ページをお開き願います。

今回の補正の内訳を一覧表にして、14件の工事の概要を記載してございます。また、次ページの32ページには、それぞれの工事箇所を図面上位表示してございます。

それでは、31ページにお戻りください。

工事ごとに概要を簡単にご説明したいと思います。

6-1. 中在水源新設工事につきましては、伊里前水源の代替水源として中田表地区に水源を新設するものでございます。

6-2. 町向地区送排水管敷設工事につきましては、県道払川町向線の道路再現復旧工事に合わせて、将来的に東浜配水池から歌津地区へ給水するため、国道45号線沿いに200ミリのポリ排水管を150メートル敷設するものでございます。

6-3. 港地区既設排水管撤去工事につきましては、港側の護岸工事の支障になる水道管ACP100ミリを撤去するものでございます。

続きまして6-4. 田の浦から長塚地区排水管敷設及び撤去工事ですが、工事予定箇所につきましては、田の浦地区、中山地区、長須賀地区の3カ所でございます。いずれも県道泊崎半島線で道路及び排水管の被害を受けた場所でありまして、現在仮設排水管で排水しているところでございますが、県道等の本復旧に先立ちまして、水道管の敷設、それから仮設管の移設撤去を行うものでございます。

6-5. 泊浜地区排水管敷設工事につきましては、泊臨港道路震災復旧工事にあわせまして、津波で被災した既設排水管150ミリのダクタイルを150ミリのポリ管に敷設がえするものでございます。

6-6. 天王前地区仮設送排水送水管敷設及び既設送排水管撤去工事につきましては、国道45号本復旧工事に先立ちまして、新井田川の移設工事にあわせて工事の支障になる既設排水管を撤去し、送水管を敷設するものでございます。

それから6-7. 平磯地区仮設排水管敷設及び既設管撤去工事でございますが、県道清水浜志津川港線の本復旧工事による道路占用権の見直しに伴いまして、既設排水管が支障になるため、道路本復旧にあわせ仮設排水管を敷設し、既設管を撤去するものでございます。

6-8. 新井田地区仮設排水管敷設工事でございますが、道路本復旧に伴い、新井田川の移設工事にあわせ、工事の支障になるため国道45号の歩道沿いに仮設排水管を敷設するものでございます。

6-9. 清水浜地区仮設送排水管敷設及び撤去工事でございますが、桜川の災害復旧工事におきまして、既設送水管に盛土を行うこと及び清水橋の新設を行うことから、仮設送水管を敷設し、その後既設の送水管を撤去するものでございます。

6-10. 沖田地区仮設排水管敷設及び既設管撤去工事でございますが、国道398号及び防潮堤本復旧工事に伴うところの仮設排水管敷設、既設管撤去工事でございます。

6-11. 宇津野地区送排水管敷設工事、それから、6-12. 折立地区仮設排水管敷設及び既

設排水管撤去工事、6-13. 波田谷地区排水管敷設工事につきましては、398号の復旧工事、河川の護岸工事、45号の復旧工事に絡む仮設排水管の敷設及び既設排水管撤去工事でございます。

ちょっと失礼しました、6-11の宇津野地区の送排水管敷設工事でございますが、これにつきましては、12、13とちょっと違いまして、将来的に新設予定の戸倉配水池からの送排水管400ミリのダクタイルを敷設するものでございます。

最後に6-14. 長清水地区仮設排水管敷設及び仮設既設管撤去工事でございますが、ここにつきましても国道398号道路本復旧工事、橋梁工事、河川護岸復旧工事を行うための仮設道路を設置する工事に支障となる仮設排水管の移設工事を行うものでございます。

以上14の工事、合計で4億円の建設改良の補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時20分といたします。

午後 2時05分 休憩

午後 2時20分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入・支出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） はい、3番及川です。

ページ数と言われても、この説明資料の31ページなんですけれども、中井水源新設工事ってありますけれども、田表につくるわけですけれども、その上の上沢地区の、あそこ水源池もありまして、高地区のほうにはそこから水源が行っているかと思われるんですけども、これをつくった場合、どこにこれを引くのか、それも1点と、どこの地区が利用する、どこの地区周辺の人たちが利用するようになるのかと、もう1点は町向地内に送配水管を敷設するわけですけれども、町向地区っていいますと、私の頭の中ではなくなつた地区、それから前の漁協の冷蔵庫あった地区も町向なんですけれども、どのように敷設するのか。2点お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君）　　はい、2点質問ございました。

まず、中庄水源ができた場合、どこ地区を給水するのかということですが、これは伊里前配水池、それから、吉野沢配水池ですか、そちらに入れるようになるので、歌津地区全域をカバーするようになると思います。それから、上沢水源につきましては、その地区、地区的水源ございますので、最終的には廃止する方向ですが、そのように検討中でございます。

それから、2点目でございます。町向とはどの地区かという、どの場所かという質問でございますが、現在、県道の払川町向線を45号線の志津川から歌津にいきまして、最終カーブのところですか、そこから中庄のほうに山を伝って県道をつくる予定がございまして、そこに将来的には配水管を敷設する。今回の工事につきましては、その前に45号線に先行して、それに備えて先行して管を敷設するという工事でございます。以上でございます。

○議長（星　喜美男君）　　及川幸子君。

○3番（及川幸子君）　　旧歌津ではお寺前にあった配水池が使われないので、田表のほうに今度新しく移設するというような考え方でよろしいんでしょうか。

それと、吉野沢配水池にポンプアップ、1回上げているんですけども、あれもそのまま、あそこの連携はどのようになっていくのかお聞かせください。

○議長（星　喜美男君）　　上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君）　　吉野沢配水池、それから伊里前配水池につきましては、現在と同じような形で利用すると。ポンプアップしまして、各歌津の地区ですか、に配水していくという考え方でございます。

もう1つございますよね。前の水源ですね。水源につきましては、水道事業の復旧計画におきまして、1日最大排水量8,000トンを見込みまして、それに見合うだけの水源を戸倉水源で5,300、小森で1,400、それから、中庄で1,300というふうに計画しましたので、それにのっとりまして今回中庄水源の新設工事を行うというものでございます。

○議長（星　喜美男君）　　及川幸子君。

○3番（及川幸子君）　　それじゃあ今度の田表の件は、歌津全域で賄い切れるということの解釈でよろしいでしょうか。

それと、もう1点はあそこのお寺さん、西光寺さんのお寺さんがあった上に、ポンプアップして配水池、それは今工事、お寺さんの上、杉を切って工事していますけれども、その辺は大丈夫なんでしょうか。どのように変わるんでしょうか。お願いします。

○議長（星　喜美男君）　　上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） 濟みません、私の説明不足で。中井水源で、全体を貢うのではなくて、戸倉水源に5,300トンの水源が出ましたので、それを歌津に国道45号線を使って配水していくと、足りない分を配水していくということになります。現在の配水池と、伊里前配水池ですか、につきましては、中井水源ができ上がるまではそこを使うように送配水管ですか、それも使うようにするという内容でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 工事請負費で、総額4億円ということで説明書の31ページに各事業箇所載っておるんですが、これ6-1から14までのこの金額は幾らになっているのかですね。

それから、この事業をやることによって、被害を受けた、あるいは復旧・復興工事の全体の何%ぐらいが完了するのか。この事業をすることによってですね。

それから、3つ目なんですが、1つ目の質問の関連してくるんですか、この小分けしてね、1から14まで小分けして工事の発注をするのかなという感じするんです。できるかどうかは別として、まとめて、例えば工事箇所が近い、あるいは同じ地区内でまとめて発注はできないのかどうか。あくまでも1から14まで小分けして発注するのか。水道工事、こういった関係の工事擁する業者さんというのは数限られているわけですよね。まあ町外、あるいは県外等々も考えていかなければならぬのかなと。そういった中で、指名願い、まあなんというんですか、業者登録というんですかね、これは総務課になるのか、副町長の担当のほうになるのか、1年に1回の締め切りというか、2年に1回だか、1年に1回だかわかりませんがね、水道工事のみならず、業者の登録、要するに指名願いの申請があるわけですよね。その期間内に申請しておかないと、新たに南三陸町で事業を起こす、あるいはよそから事業をしたいという方々は対象外になってしまいます。こういった復興工事、復旧工事に限定されるわけですけれども、特例といいますかね、例えば工事の3カ月前とか、あるいは随時受付と、業者登録ですね、そういった方法はできないのかどうかですね。その辺のこと。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） 3点質問あったと思います。

まず1点ですが、今回の14件お示ししましたけれども、その予算的なものということですが、それでは6-1から順を追ってお話しします。おおよそですので、100万単位でお話ししますので。

6-1が1億2,500万円です。6-2が1,200万円。6-3は300万円。6-4、6,100万円。

6-5、3,100万円。6-6、900万円。6-7、4,900万円。6-8、1,300万円。6-9、

5,100万円。6-10、6,600万円。6-11、3,700万円。6-12、4,900万円。6-13、2,500万円。6-14が2,200万円となってございます。

それから、今回の補正でどれくらいのパーセント、何%になるかというご質問でございますが、保留解除協議額が140億円でございまして、その今回合わせて、補正後が20億円になりますので、その割合で考えていただければと思います。

それから、小分けにしているけれども、まとめることは可能かどうかという点でございますが、今お話をしましたように、下は300万円から上は1億2,500万円まであります。さまざまな工事、あるいはちょっと近い工事もありますので、その辺につきましてはこれから検討しまして、まとめられるものはまとめて考えていきたいと思ってございます。あくまでも今回の14件につきましては、保留解除に係った箇所ということでお考えいただければなと思います。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 指名願いの関係のご質問でございますが、現行の部分で今ランクづけをしてございますのが、26年度、27年度、2カカ年度分という形で業者の受付登録をしてございます。議員のご質問ですと、年度途中随時に追加募集できないのかというご質問でございますけれども、フルオープンという形では今のところは考えてございませんけれども、2年間という長きにわたって指名業者の登録を行っているという関係上、もしかすると来年の、例えば2月とか、3月の時期に27年度分の追加募集の部分を考えてもよろしいのかなというふうには考えてございます。そのほか、一般競争であれば既にフルオープンでございまして、その問題はないんですけども、ただ、指名願いということになりますと、やっぱりその指名業者の内容、あとその受注実績等もしっかり確認しないことにはなかなか実際登録しても指名の場に乗っけるかどうかとまた別問題になりますので、そこらは少し注視しながら取り扱っていきたいなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今、1から14までの個別の予算額についてはわかりました。

業者登録関係なんですが、要するにこういった、先ほど課長が言ったように300万円から1億2,000万円まで、箇所によってはまとめた検討もしていくということなんですが、いずれにしろ大した金額というか、大きな金額でないので、地元業者さんとか、近隣の業者さんになるのかなと。大手が入ってこられないと、これだけの金額ですとね。それで、その業者登録の関係になってくると、数少ない業者さんで入札しても、果たしてこれ不調に終わらないか

なという心配するんです。ですから、それらも含めながら、隨時指名願いの登録受付というものが必要になってくるのではないかなど。これはずっと何年も同じということでなくて、この復旧・復興にかかる事業に関しては、特例でやっぱりやっていく必要があるのかなと思います。できればこれ一括して4億円というと大手も入ってきてね、簡単にやれるんでないかと思うんだけども、そうなってきますとまた地元業者の育成ということにもならないし、その辺が難しいやり方かなと思うのでね。できるだけ不調に終わらないでやるためにには、多くの方がそういった資格を取って進みたいという業者さんについてはね、1年に1遍とか2年に1遍じゃなく、不調を防ぐためにもね、隨時やっぱり申請を受け付けなければならぬのかなと、そんな感じをいたしております。

ちなみに、ちょっとお聞きするんですが、一般競争入札の際には、その指名願いを出さなくともいいという解釈に聞こえたんですよね。私はそうじゃないと思うんです。あくまでも指名願いをしている業者の中で一般競争入札という形になるのでね。何か私の考えが間違っているのかどうか、その辺の確認なんですよね。そういうところ。

そうすると、この事業14カ所をやってもまた20億円と、総体は140億円のね、前にもお話を聞いておりましたのでね、そうしますと何%なんですかね。果たしてその復興期間内にこれできるのかなというこの心配なんですね、復興・復旧の期間内といいますかね。28年度、27年度いろいろあるでしょうけれども。そのためにも多くの業者さんに入ってもらって、どんどんやってもらわなきゃならないということなんです。そこが心配なんですよね。不調なんて言ったら大変ですよ、課長ね。急に業者は育ちませんしね。ある、いる業者さん、いろいろ町外にもあるんですね。ただ、たまたま今度は指名願い出してないために参加できないんですって言われると困るわけ、行きたくても。その辺なんですよ。だから、どんどん、どんどん、隨時受け付けてね、参加させるような方法も必要じゃないかなと、そんな感じがして、今質問しているんですからね。その辺です。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 答弁に若干修正させていただきたいと思います。

一般競争入札、通常は制限付きの一般競争入札でございますけれども、その際にも町の指名登録は当然必要となってございます。指名なしでは一般競争に参加することはできません。それと、今後入札工事、また結構出てまいりだと思いますので、その動向等もしっかり確認しながら、隨時受付の方向性につきましては、少し慎重に検討させていただきたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第117号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 報告第 5号 平成25年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について

日程第7 報告第 6号 平成25年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、報告第5号平成25年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について、日程第7、報告第6号平成25年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について。お諮りいたします。以上本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました報告第5号平成25年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について、並びに報告第6号平成25年度決算に基づく南三陸町資金不足比率についてをご説明申し上げます。

本2件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成25年度決算における財政の健全性に関する比率を算定し、本町監査委員の審査に付しましたので、別冊の平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を添えて報告するもので

あります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、報告第5号と6号の細部説明をさせていただきます。

まず、議案書の73ページをお開きください。平成25年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率報告書でございます。

これは、毎年度の決算をもとに当該市町村の財政状況がどのような位置にあるのかを、指標としてあらわしたものでございます。健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の、以上4項目のことを指しております。

町長提案理由で申し上げましたとおり、健全化判断比率を議会に報告しなければならないその根拠につきましては、平成20年4月に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律、この第3条に規定されております。

まず、実質赤字比率ですが、これは一般会計に生じている実質的な赤字の大きさを標準財政規模に対する割合であらわしたもので、前年度と同様に、形式収支上も赤字ではなく、黒字でございますので、結果ハイフン表記となっております。

連結実質赤字比率は、これは一般会計だけではなく、各種特別会計と合算して見た場合の実質的な赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合であらわしたもので、健全化法に基づく算定上では、どの会計にも実質的な赤字は発生してございませんので、本年度も結果ハイフン表記となっております。

次に、実質公債比率は、一般会計や公営企業の地方債の償還額、つまり公債費の大きさを標準財政規模に対する割合であらわしたもので、本年度は11.8%という数値になりました。前年度は12.8%でありましたので、1ポイント下がっております。

最後、将来負担比率は、地方債など現在町が抱えているいわゆる負債の大きさを標準財政規模に対する割合であらわしたもので、今年度も前年度に引き続きハイフン表記となっております。一昨年の平成23年度は55.4%ございました。将来負担比率が生じなかった理由でございますが、平成25年度末現在で将来負担すべき負債の総額が125億円ほどございますが、現在町が抱えている各種基金を初め、将来的に公債費償還金としては普通交付税の額入ってまいりますけれども、それらの額を合算いたしますと、176億円ほどと推計いたしております。その結果、負債の額より支弁可能な財源のほうが多くなる逆転現象が発生したために、本年

度もハイフン表記となった次第でございます。数値から見れば、形式的に財政状況が好転しているように見受けられますが、あくまで法律に基づいた現時点での算定結果ということでご理解いただきたいと思います。

次に、各比率ごとに早期の健全化基準と財政基準の数値が記してございます。早期健全化基準の数値を超えると、いわゆる財政上は黄色信号が点灯したことになり、財政再生基準のこの数値を超えると、赤信号が点灯したことになります。もし仮に、それぞれの基準値を超えた場合においては、この場合財政状況が危険な状況というふうに見なされますので、地方債の発行が抑制されるほか財政健全化計画、あるいは財政再生計画を策定して、議会の議決を得て公表しなければならない、そういう義務が生じてまいります。幸いにも、当町の財政は今のところ懸案をされているような状態ではございませんので、引き続き健全に財政運営がなされるよう留意してまいりたいというふうに思います。

次に、議案書の75ページをお開きください。平成25年度決算に基づく南三陸町資金不足比率報告書でございます。

議会に対する報告する根拠につきましては、報告第4号と同様でございます。

資金不足比率は、公営企業のいわゆる法適あるいは法非適用会計である次の6つの特別会計の資金不足について、各会計とも料金収入の規模と比較して経営状況の悪化の度合いを示すものです。特に公営企業の会計につきましては、流動負債が流動資産を上回った場合などに資金不足が発生することになりますが、前年度同様に平成25年度は各特別会計とも資金不足は発生しなかったために、結果ハイフン表記となりました。

なお、資金不足比率にも経営健全化基準の20%が設けられておりまして、この数値を超してしまふと報告第5号と同様に経営健全化計画の策定等の義務が発生することになります。

細部説明は以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 次に、監査委員より平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書が提出されております。

職員に審査意見書を朗読させます。なお、朗読は必要部分のみといたします。芳賀局長。

○監査委員事務局長（芳賀俊幸君） それでは、別冊の監査委員の意見書をご用意いただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、町長に対する意見書提出の文書でございます。

南三監第35号、平成26年8月30日、南三陸町長、佐藤 仁殿。

南三陸町監査委員、首藤勝助。

南三陸町監査委員、西條栄福。

平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出する。

1ページをお開きいただきます。

平成25年度決算に基づく健全化判断比率審査意見。

1、審査の概要。この審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の期間。平成26年8月12日から平成26年8月27日まで。

3、審査の結果。審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

「記」、「表」の部分は省略いたします。

①実質赤字比率、当年度において実質赤字額は生じていないことから実質赤字比率は発生していない。

②連結実質赤字比率、当年度において連結実質赤字額は生じていないことから連結実質赤字比率は発生していない。

③実質公債費比率、当年度の実質公債費比率は11.8%であり、早期健全化基準の25%と比較するとこれを下回っている。

④将来負担比率、当年度において将来負担額を充当可能財源等の額が上回っているので、将来負担比率は発生していない。

以下は記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。

平成25年度決算に基づく資金不足比率審査意見。

1、審査の概要。この審査は、町長から提出された公営企業に係る特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の期間。平成26年8月12日から平成26年8月27日まで。

3、審査の結果。審査に付された各資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

「記」、「表」は省略いたします。

当年度において各公営企業会計で資金不足額は生じていないことから資金不足比率は発生していない。

以下は記載のとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 決算のときも聞こうかなと思ってはいたんですが、せっかくですので。

先ほど総務課長のほうから借り入れの関係、それから基金の関係の、要するに町民の方々というのはこの我が町に借金が幾らあってね、貯金は何ぼあるんだと。大丈夫かと。端的に言えばそういう思いでいるんですよね。ですから、我が町の借金何ぼ、貯金が何ぼ、大丈夫だと、こういうふうなことを発信していかないとね、大丈夫かというような思いもしていますので、その辺。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず町債の部分、公営企業債全部合計した数値が手元にございませんので、町債の現在高申し上げたいと思います。25年度末現在高で93億9,000万円でございます。そのほか、債務負担行為等の負債がございますので、先ほど申し上げました125億円ほどの負債というふうな形で申し上げました。いわゆる財調とか減債基金、各種基金の支弁能力を勘案しますと、大体176億円ほど財源に今後とも用意できるということもございますので、負債の額よりも返す能力のほうが大きいということで、ハイフン表記になったという次第でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第5号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

これより、報告第6号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第 8 認定第 1 号 平成25年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 2 号 平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 認定第 3 号 平成25年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 認定第 4 号 平成25年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 認定第 5 号 平成25年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 認定第 6 号 平成25年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 認定第 7 号 平成25年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 認定第 8 号 平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 認定第 9 号 平成25年度南三陸町水道事業会計決算の認定について

日程第 17 認定第 10 号 平成25年度南三陸町病院事業会計決算の認定について

日程第 18 認定第 11 号 平成25年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、認定第1号平成25年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第18、認定第11号平成25年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてまで、以上本11案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本11案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本11案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時01分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました認定第1号平成25年度南三陸町一般会計歳入歳出決算から、認定第11号平成25年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算までの全11会計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、会計管理者並びに水道企業出納員及び病院企業出納員からそれぞれ関係書類の提出があり、本町監査委員の審査に付しましたので、別冊の平成25年度南三陸町各種会計歳入歳出決算書及び基金の運用状況審査意見書を添えて、決算の認定を求めるために提案いたした次第であります。

まず認定第1号の南三陸町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

平成25年度一般会計は、歳入総額608億101万6,116円、歳出総額564億1,149万2,015円で決算いたしました。歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額は43億8,952万4,101円で、このうちさきに報告、承認をいただきました繰越明許費繰越額19億7,131万8,251円と、事故繰越額4億6,377万5,000円を翌年度に繰り越すべき財源として除いた実質収支額は19億5,443万850円の黒字決算となりました。なお、そのうち10億円を決算処分として財政調整基金に積み立て、残りの9億5,443万850円を平成26年度へ繰り越しております。

未曾有の大惨事となった東日本大震災から3年半が経過いたしました。

平成25年度は生活再建、住宅再建元年と位置づけ、壊滅的な被害からの復旧・復興に向け、全庁を上げて取り組んでまいりました。本町震災復興計画においても、復旧期の最終年度であるとともに、復興事業を本格的に展開していく年度であり、私は施政方針の中で平成25年度において取り組むべきことは、緊急に対応すべき重点事項の完遂と、継続的に実施すべき

事業の見極め、さらには復興計画で掲げた復興諸施策の進捗を目で見、肌で感じられるよう
にすることであると申し上げました。特に、生活再建、住宅再建元年の実現のため、防災集
団移転促進事業における用地の造成工事について、全ての計画地で着手するとともに、産業
再生に向けた基礎となる区画整理事業や、市街地のグランドデザイン等の事業にも着手する
など、町の復興に向けた道筋を定める決意のもと臨んだ1年でありました。

それでは、昨年私が申し上げました平成25年度の主要施策方針に沿ってその取り組みと決
算の概略を申し上げます。

初めに、「安心して暮らし続けられるまちづくりの推進」についてであります。

多くの町民が不安定な暮らしを余儀なくされ、特に被災された皆様については仮設住宅での
生活が長期化する中で、心身に相当のストレスを与えるものであり、心のケアと自立生活に
向けた支援は必要不可欠な政策であることから、被災者生活支援センターを中心とした被災
者の見守りと生活相談、健康相談、地域活動支援等を継続して行うとともに、福祉仮設住宅
の運営や災害ボランティアの連携強化、町外避難者への復興状況等の情報発信事を行いま
した。また、統合型被災者支援システムを導入し、被災者の生活再建や住宅再建に向けた各種
の復興支援を行うための基礎となる被災者台帳を整備しました。

次に、「社会生活の基盤となる道路・河川・堤防・護岸の復旧」についてでありますが、昨
年度は平成24年度からの繰り越し分も含め、道路につきましては75路線、河川につきまして
は6河川、漁港については町管理19港について、船揚場と防波堤の復旧工事を実施いたしま
した。工程の関係から、平成26年度に繰り越したものもございますが、災害復旧工事につき
ましてはおおむね発注を終えております。

「消防・防災機能の回復」につきまして、昨年度は国の防災情報通信設備整備事業交付金を
活用し、本町のJアラート装置で受信した緊急防災情報を自動的に緊急速報メール及び登録
制防災メールに情報配信するためのシステム整備を実施しました。これにより、これまで手
動で行っていた緊急防災情報の第一報の配信操作が自動化され、休日、夜間においても迅速
な情報発信が可能となり、有事の際の対応を行ったところであります。また、津波により流
出した潮位観測システムの復旧整備として、寺浜、荒砥、名足の3漁港に潮位観測カメラ監
視器各1器を設置し、津波警報、注意報等が発表された場合でも、リアルタイムで観測デー
タ及び画像データを役場親局において収集処理できるシステム整備工事を実施しました。

町民の健康と生命を守るとりでであります病院につきましては、我が町の公共施設本設復旧
の最優先すべきものとして取り組んでまいりました。昨年度において、公立志津川病院の本

格的な再建を進めるべく、南三陸町病院基本計画策定委員会での検討を踏まえ、診療科10科、病床数90床に加え、緊急病院としての機能も堅持し、当該建設予定地でのケアセンター建設とあわせた造成工事を着工いたしました。今後は、平成27年度の開業に向け、しっかりと事業を進めてまいります。

次に、「行政機能の回復」についてであります、昨年度も宮城県を初め、全国各地の自治体より多くの長期派遣の職員による支援をいただき、復興推進体制の確保を行ってまいりました。

具体的には宮城県及び県内の4自治体から延べ29名、県外の37自治体から延べ97名の方々に、本庁各課において復興業務に当たっていただきました。行政のスリム化が叫ばれ、いずれの自治体においても厳しい行財政運営を求められる中、このようにたくさんの自治体からご支援をいただきましたことに対し、改めて御礼を申し上げますとともに、今後とも息の長い支援をお願いしてまいりたいと考えているところであります。

次に、「命を守る土地利用への転換」についてですが、冒頭にも申し上げましたが、私は平成25年度を生活再建、住宅再建元年と置づけました。そして、その中核を担うのが住まいの高所移転である防災集団移転促進事業や崖地近接等危険住宅移転事業、そして災害公営住宅整備事業であります。防災集団移転促進事業におきましては、地域の方々との合意形成のため、各地区施説明会や相談会を開催し、住民との対話を重ねながら事業の早期着工に努めてまいりました。町内全20地区、28団地において集団移転計画の国土交通大臣の同意をいただき、平成25年度におきましても先行できるところから事業を進めており、5地区、6団地、41個は造成工事を完了しております。また、崖地近接等危険住宅移転事業につきましては、昨年193件の申請があり、このうち131件に対して交付決定を行っております。

また、住宅の建築及び修繕等、各自の再建方法に応じた町独自の支援制度を創設いたしました。昨年度は224件の申請があり、2億3,581万円の交付を行ったところであります。

一方、みずから住宅を確保することが困難な方への住まいの提供である災害公営住宅整備事業に関しましては、全体で770戸の整備を目標に鋭意事業を進め、このうち入谷地区及び名足地区の住宅は、ことし8月から入居が始まったほか、升沢地区につきましても、買い取り方式による整備を進めているところです。

続いて、「生命と財産を守る防災と減災のまちづくり」についてでありますが、平成25年度は東日本大震災の経験と教訓を記録し、後世に伝えるとともに、大津波の教訓を踏まえた地域防災計画の見直し、自主防災組織の再構築、消防施設等の高機能化に取り組みました。な

お、地域防災計画は、原子力防災重点地域に指定されたことを踏まえ、新たに原発事故を想定した対策についても想定しました。

次に、「命を守る交通ネットワークの整備」につきましては、救急患者の搬送や有事の際の命をつなぐ道となる三陸縦貫自動車道の志津川小森インターチェンジが平成27年度中の開通が決定され、その槌音がいよいよ町内に入ってまいりました。また、地域公共交通のかなめとなるJR気仙沼線には依然としてJR側から鉄路復旧の旨の話をいただけない状況ではありますが、町としては鉄路復旧の実現に向けた取り組みの1つとして、陸前戸倉駅の移設について、復旧可能な柳津駅との区間を駅前広場整備も含め、技術的な基本調査を実施しました。

続いて、「安心を実感できる保健・医療・福祉のまちづくり」についてであります。まず保健については、復興事業の進展とともに、町民の生活が徐々に変化する中で、心身ともに健康に過ごせるライフスタイルの課題解決も含めた、各種保健事業を展開し、健康づくりを支援しました。

福祉につきましては、セーフティーネットとしての各種支援事業等に加え、災害時の要援護者支援の強化のために、南三陸町全体の要援護者を対象とした災害時要援護者支援システムを導入しました。

また、「安心して産み、育てられる環境づくり」への取り組みとして、乳幼児医療費の助成対象を従来の小学校就学前までから中学校卒業時までに延長し、医療費支援の拡大を行ったほか、被災世帯を対象に保育料の減免を行っております。

次に、「自然と共生するまちづくりの推進」についてであります。

まず自然環境再生の前提となる災害廃棄物については、膨大な量となった災害廃棄物ですが、被災建物・建物基礎・塩害木など、その種類ごとに着実にその処理を進め、おおむね72万3,000トンの震災廃棄物処理が全て終了し、一昨年戸倉在郷地区に宮城県が設置した処理施設も業務終了により解体も完了いたしました。

次に、エコタウンへの挑戦として、自然エネルギーや再生エネルギーの導入についてですが、バイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまちづくりを目指すものとして、南三陸町バイオマス産業都市構想を作成したところ、当該構想が国のバイオマス事業化戦略として選定され、認定書が授与されました。これにより、今後は生ごみやし尿・汚泥等を資源とするバイオガス事業と隣地残材等を資源とする木質ペレット事業を中心に、バイオマス産業を展開する計画であり、当面はバイオガス事業を行うことについて、町民皆様のご協力をいた

だきながら進めてまいります。また、みやぎ環境交付金を活用した、町内公共施設への照明器具のLED化による長寿命化等を行ったほか、住宅用太陽光発電システム設置補助金について59件の交付を行っております。

生活衛生環境の保全につきましては、被災者が行う住宅再建への支援として、復興交付金を財源とした低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業補助金について、107件の交付を行いました。なお、被災されていない方の浄化槽設置に対する助成については、町条例に基づき37件の助成を行っており、生活雑排水を浄化して配水するよう普及推進を図りました。また、廃棄物対策として、適正な処理及びごみ減量化推進のための家電リサイクル法の周知徹底等の啓発、広報活動を実施いたしました。

続いて、「ふるさとを思い、復興を支える人づくり」についてですが、人づくりのかなめとなる学校について、震災により町内8小中学校全てが被災したことから、その復旧を進めておりましたが、年度内において名足小学校の災害復旧工事が完了し、入校式を実施したところです。一方で、志津川中学校と統合した戸倉中学校については、閉校式を実施し、67年間の歴史に幕を閉じました。戸倉小学校は引き続き志津川小学校に併設し学校運営を行っておりますが、戸倉地区の防災集団移転事業により造成する高台の隣接地に移転、新築復旧することとし、造成工事に着手しております。

また、震災の影響等による生活のケアが必要な児童生徒及びその家庭を支援するためのスクールソーシャルワーカーによる相談会を実施しました。

生涯学習分野では、豊かな人間の形成と魅力ある地域づくりを目指すべく、町民の積極的な社会参加活動を促し、各種の生涯学習活動及び芸術・文化活動などを開催いたしました。各種スポーツ大会等についても再開を行ったほか、一流の技術に触れ才能を引き出すきっかけとなるよう、プロ野球イースタンリーグ戦やプロバスケットボールB Jリーグ戦の招致・開催を行いました。

次に、「なりわいとにぎわいの再生」についてであります。

まず、基幹産業たる水産業についてですが、生活基盤の早期復旧を図るため、町管理漁港水揚げの施設の復旧・復興を進め、また水産業及び水産関連産業の再建を図るため、当町の主力魚種であるシロサケの水揚げを確保するのに、ふ化放流事業の継続が不可欠であることから、ふ化場の本復旧に向けた実施設計業務を発注したほか、仮設で営業している魚市場は、産地間競争や消費者ニーズ等を考慮した衛生管理型施設としての復旧が不可欠であるとして、創造的復興に向けて実施設計業務の発注を行いました。さらに、水産加工場等の新規施設整

備を進めるため、復興交付金事業を活用した水産業共同利用施設復興整備事業補助金について5件を採択いたしました。

農業につきましては、農業従事者の高齢化及び農業生産物の価格の低迷による農業所得や担い手の減少等に加え、震災による農業生産基盤の再構築が重点課題であり、特に被災地区においては生産基盤の復旧を重点課題として、被災農家経営再開支援事業交付金を交付し、被害を受けた農家の経営再開を支援するため、復興組合を組織し、被災のうちの瓦れき撤去、除草社業等を実施しました。

林業に関しましては、計画的な森林整備や環境保全に取り組むとともに、町有林についてフォレストックの認定を受け、二酸化炭のクレジット化や木質バイオマスエネルギー利活用推進協議会の立ち上げによる消費拡大対策等、森林の保全と適正管理に資する事業を行っております。また、林業及び木材産業に係る地域産業の活性化を図るため、地元材を使用して住宅の新築をする方に補助金を交付し、地元材の普及促進を図る「南三陸材利用促進事業補助金」の拡充を引き続き行っております。

商工業、観光につきましては、被災事業者の再建と本設事業所再建に係る企業力の強化を図るため、平成25年度も8社に対して企業立地奨励金を、5社に企業支援補助金を交付したほか、復興市等の各種イベントへの支援や見本市などを通した南三陸町ブランドの知名度向上の取り組みを行いました。

また、観光面では仙台・みやぎデスティネーションキャンペーンが開催され、被災地における防災学習や、命の学びをテーマとした「南三陸学びのプログラム」を初めとして、開催時期に旬を迎えた田東山のツツジやシロウオまつりの開催と、自然資源を活用した誘客事業を展開しました。特に、南三陸ポータルセンターのオープンにより、国内外から訪れる多くの方々を受け入れることによって、世界に本町の復興情報の発信や地域と来訪者とのマッチングにもつながっているところであります。

今後とも、各種産業と連携しつつ、地域資源を生かした来訪者の獲得と交流人口の拡大を図ってまいります。

なお、依然として雇用を支える基盤は脆弱であることから、緊急雇用創出事業を有効に活用し、町内において1,063名の新規雇用の創出を行うとともに、事業者への支援としてハローワークや商工会と協力し、町内事業所による合同企業説明会を開催し、事業者への間接支援を行い、雇用環境の向上を図ったところであります。

総括の最後になりますが、将来にわたって安全な生活環境を確保し、単なる復旧ではなく、

未来に向けた復興を早期に進めるためには、今後志津川市街地の区画整理事業を基礎としたグランドデザインの具現化や、伊里前地区における具体的な整備方針など、将来に向けた道筋を町民との共通理解を図りながら、一体となって進めていくことが重要であります。特に、復興の担い手となる若い世代が町内で生活基盤を確立するための支援は必要で不可欠であるため、今後も積極的に制度を活用し、雇用創出を初め、子育て支援や教育の充実を図り、魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、認定第2号平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計から認定第11号平成25年度訪問看護ステーション事業会計までの会計についてであります。特別会計ごとの決算概要につきましては追って会計管理者からご説明申し上げますので、私からは水道事業及び病院事業会計決算の概要についてご説明いたします。

まず、認定第9号平成25年度水道事業会計決算についてであります。

水道事業につきましては、震災後においても厳しい経営状況の中、町民の福祉、公衆衛生の向上に努めた結果、町民の人口減に比例し、給水人口は前年度に比べ3%減少したものの、水産加工場等の使用水量が伸びたことなどにより、年間有収水量が前年度に比べ5%増加となりました。収益的収支につきましては、総収益が3億9,419万8,268円、総費用額が3億8,375万873円で、差し引き1,044万7,395円の純利益が生じております。

次に資本的収支の状況についてであります。収入総額は1億3,068万7,000円、支出総額は3億2,331万9,468円となっており、支出に対して不足する収入額の1億9,263万2,468円は当年度分消費税資本的収支調整及び過年度損益勘定留保資金の補填財源で措置いたしております。今後につきましても、安心・安全・安価を3原則として一層の経営の効率化と給水サービスの向上に努めてまいります。

次に、認定第10号平成25年度病院事業会計決算についてご説明いたします。

病院事業会計につきましては、公立南三陸診療所において外来診療機能を公立志津川病院において入院機能を確保し、町民の健康維持に努めておりましたが、2つの施設の維持や人材流出防止に係る費用を補填するため、県の地域医療復興事業補助金の交付を受け、経常利益を確保することができました。収益的収支につきましては、病院事業収益が14億4,635万2,623円、病院事業費が12億4,356万7,504円という状況であり、結果として2億278万5,119円の純利益が生じております。

次に、資本的収入につきましては病院事業資本的収入が一般会計からの出資金並びに県の地域医療復興事業補助金等を合わせて、1億4,032万660円、病院事業資本的支出につきまして

は新病院建設設計業務委託費及び企業債償還を実施したことから、1億4,031万9,727円でありました。病院経営につきましては、再建いたします仮称であります町立南三陸病院の平成27年度の開業に向けて事業を着実に進めてまいりますが、開業後も継続的に安定した地域医療の提供ができるよう、経営健全化にも全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、平成25年度における決算概要を申し上げさせていただきました。よろしくご審議の上ご認定賜りますようにお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 次に、監査委員より決算審査報告を求めます。

職員に、各種会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書を朗読させます。

なお、あらかじめ各種会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書を配付しておりますので、朗読は提出分と結びのみといたします。局長。

○事務局長（芳賀俊幸君） それでは、別冊の監査委員の意見書をご用意いただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、提出分でございます。

南三監第34号、平成26年8月28日、南三陸町長、佐藤 仁殿。

南三陸町監査委員、首藤勝助。

南三陸町監査委員、西條栄福。

平成25年度南三陸町各種会計決算及び基金運用状況の審査意見について。

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された、平成25年度南三陸町各種会計決算及び基金の運用状況を審査したので、別紙とおり意見を提出する。

それでは、最終ページ、26ページの結びでございます。

結び。

平成25年度南三陸町各種会計決算の審査に当たっては、計数が正確であるか、会計処理が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に審査を実施した。また、基金運用状況については各基金が設置目的に従って適正かつ効率的に運用されているかを主眼として審査を実施したところである。

飛びまして、下から4行目でございます。

本町においては、膨大な財源を必要とする震災復興事業について、今後とも引き続き国等に復興期間の延長と復興税源確保の要望をしていくとともに、予算の効率的な執行や新しいまちづくりの指針として作成された震災復興計画に基づく各事業の着実な推進により、住民福祉の増進が図られることを望むものである。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 監査委員の補足説明がありましたら、説明を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（首藤勝助君） 関係法令の規定に基づきまして、町長から審査に付されました平成25年度南三陸町各種会計決算及び基金の運用状況の審査に当たりましては、計数の正確性、予算の執行状況等について慎重な審査を実施したところでございます。

審査結果等につきましては、お手元の意見書に記載のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午後 3時24分 休憩

午後 3時25分 開議

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

これより総括的な質疑に入ります。なお、監査委員に対する質疑も含むものといたします。

1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 生まれて初めて決算の審議の総括質疑をするので、ちょっと的外れなことがあればご指摘いただきたいなと思いますが、まず25年度、昨年度の決算が今報告されまして、概要を町長にご説明いただきました。何というんですかね、こういうのはちょっと質問としてずるいのかなという思いもありますけれども、25年度にこの町で何が起こって、何にお金が使われて、それがどこまで進んだのかということをですね、個別の今いろいろな各分野においてさまざまな取り組みありましたというご説明は受けたんですけども、25年度が当町にとってどういう年だったのかということを町長から一言で言ってくださいというのは大変酷な質問かなと思うんですが、何か、大体ここまで進みましたと、これだけは完遂できましたとかですね、そういう今のお気持ちなり、実施の状況なりですね、ちょっと伺つてみたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 一言でということですので、一言で言わせていただきますが、基本的にはちょうど1年前を考えますと、住宅再建ということについて大部私どもとしても力を入れて取り組んでまいりましたので、昨年度中に6団地が完成をしたということは、ある意味1つ大きな成果として捉えていただいて結構なのかなというふうに思います。とりわけ今その6団地の中で住宅が今建ってございまして、先日も藤浜の団地のほうにちょっと寄ってきたんですが、実際にはうちが建ってお住まいになっている方もいらっしゃいますので、やつ

と復興というものがそれぞれが身近に感じていただけた1年になったというふうな認識をいたしております。

まだまだ課題は山積でございますが、これからも意を用いながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） もちろんさまざまなことが同時に進行していて、終わったものもあればまだまだこれからものもあると。これから始まることもあると。それは重々承知しております。その中で、やっぱり町民が家が流されて、住まいを失って、今仮設住宅に暮らしていると。その人たちが少しでも早く自宅に戻れるように、町内全ての造成工事に着手ができたと、一定のめどが立ったということを25年度はやり遂げたんだということであれば、それはすばらしい成果なのかなとも思います。

その全ての団地で造成が着手されたということが、先ほど町長説明の中で、生活再建、住宅再建元年という、そういう年にしたいんだというお話がありました。その元年に、最初の年にやるべきことは全てなし遂げられたというお考えなのか、ということをもう一度重ねてお聞きしたいなと思います。なぜかといいますと、復興予算といわれるものですね、それから町の予算について、400億円、1,000億円、600億円ですか、3年かけて当然その復興に係るものが全てではありませんけれども、全体の規模としてそれぐらいのお金がこの町で使われてきたというか、投入されてきた。その3年の歩みが一体どこまで我々は歩んできたのかということを、町長の口からぜひ町民を初め、全国、支援していただいた方も含めてお聞きしたいんだろうというのが思います。重ねて言えば、復旧期の最終年度であったということであれば、考えていた、予定していた復旧は終わったんだよと言えるのかどうか。その縁越明許があったりとか、次年度に繰り越したりしている事業もありますので、あるけれども復旧は終わったとはっきり言えるのかどうかですね、お伺いしてみたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ある意味、これまで予定どおりなのかということのご質問第1点目でございますが、ある意味なし遂げられたかと言われますと、私どもとすればある意味スケジュールどおりというお答えをするしかないというふうに思います。いずれ町民の皆さん方にとりましては、それぞれの思い描いているスケジュールがあるわけですので、我々のその思い描いているものと町民の皆さんのが思っているもの、それはどうしても乖離があるという

ことは認識をしてございます。しかしながら、執行する側の我々とすれば、ある意味お示しをしてきた事業については予定どおりの形の中で進めてくることはできたというふうに思います。

それから、大規模な予算額でこれまでやってまいりまして、現在も460億円前後の予算ということでございますが、本当に1つ感謝を申し上げたいのは、ここまで進めるこの金額を、やはり事業に取り込むことができたのは、本当に100人を超す派遣職員の皆さん、それから任期付職員の皆さん、再任用の皆さん、大変多くの方々の支援をいただきながら、この事業を取り組んでくることができたということについては、本当に心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。また、そういった方々の力がなければ、ここまでやれなかつたというふうにも思っております。そういった意味におきましては、ある意味町としての事業、十分ではないかもしませんが、ある意味我々としてはこの与えられた中ではやってこられたのかなというのが私の実感であります。

復旧期というのが全て終わったのかといいますか、そういう完成したのかということですが、多分なかなかそうは言い切れない部分が多々あるというふうには思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） どこまで、例えば10年の計画があって、3年たったので3割進みましたと、そんな簡単なもんじゃないよというのは重々承知なんですけれども、総括質疑なので、各論、例えばこういう分野は進んでいますよねとか、進んでませんよねということは後々あるんだろうと思いますので、ただ、町長は町外の、例えば国の期間である復興庁とかですね、宮城県の県知事を初めとする県の職員の方とか、それからほかの応援に来て、今お話しりましたが、応援に来ていただいている自治体の長の方とかと、直接お会いすることがたくさんあるんだと思います。そのときに、やはりこの町は今こういう状況ですと説明したりですね、感謝を述べながら今の状況をお伝えするという機会は多分多かったんだろうと思います。その中で、25年度というのはこういう年なんだと言った回数が多い言葉というのかどうなのかわかりませんけれども、ということをぜひ伺ってみたいなと思います。今のお話の中で、私たちとしてはスケジュールどおり進めてまいりましたと。町民の皆さんの中ではそれは不満であったりとかですね、もっと早くしてほしいという方がいるのは承知の上だけれども、ある意味自信を持って胸を張れるところはあるんだというお気持ちがあったのかなと思いますので、その、外に対してよく相対する機会が多い町長として、25年度をどういうふうに周りの方にお伝えしてきたのかということを、もし一言お答えいただければなと思いますが、い

かがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、基本的には、皆さん方にお話させていただくのは、高台移転の関係のお話をさせていただいております。もちろん基本がまず住まいの問題でございますので、そこが今南三陸町どのように進捗をしているのかということで、実はお話をさせていただいております。それから、もう1点は、産業の問題です。水産、それから観光を含めた形の中での今の町の置かれている状況等々についてご説明をさせていただくというのが、ある意味この2つというのが多いのかなというふうに思いますが、いずれにしましても、町の、時間もそれぞれ限られた制約がある部分でお話せざるを得ませんので、その中でお話をすることになれば、ある意味特化した形の中で言えば、今の2つをよくお話をさせていただいているります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

前回の定例会の総括においては、ベテランの新人議員として勇み足というか、空回りというか、総括ならぬ余りにも細かすぎたという意味で小括になってしまいました。今定例会で同じきびすを踏まぬようにという思いをしつつ、総括に手を上げさせていただきました。

この1年、特に生活再建、住宅再建元年の実現、産業再生へ向けての区画整理や市街地のグランドデザインへ着手し、町の復興に向けた道筋を定める決意のもと臨んだ1年であったという説明がありました。取り組みとしては、「安心して暮らし続けられるまちづくり」、「自然と共生するまちづくり」、「なりわいとにぎわいの再生」を柱として、復興に臨む上で、市街地だけでなく、全町におけるグランドデザインをどのように町長描いているのか伺うとともに、復旧と復興の違い、さらに創造的復興という認識をどのように捉えているのか伺いたいと思います。

もう一方で、復興を支える人づくりには、私も大切であると考えているのですが、人づくりのかなめとなる学校を被災からの復旧を進めているという説明がありました。ハード面での整備とともに、ソフト面での特色を出していくことも大切だと思います。現在、きりこのプロジェクト等を展開しているわけですが、その特色の1つの方向性として、芸術、文化、芸能などの面から教養を養うということも大切だと思います。以前、教育長を公募した際、芸術と申しますか、美術系に造詣の深い方が当町の教育にかかわった経緯があります。そこで伺いたいのは、教育長に対し、人づくりをしていく上で、芸術、アートに関する思いのほど

を伺いたいと思います。あわせて、今後の教育委員会改革によりより町長の権限にもなるという流れの中で、町長にもまちづくりに対するアート、芸術に関する思い入れのほどを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 全町的なグランドデザインという大変難しいご質問でございますが、これについては災害の復興計画の中におきまして、町民皆様にお示ししている復興計画、これが基本でございます。特に、うちの町の基本中の基本は、寝ていても安全な場所に寝ると、高台移転ということが全町的なグランドデザインの基本中の基本ということになろうかというふうに思います。そういう命を守るという、そういう安全な町をつくっていくということが南三陸町の基本方針だということは、これは従来からお話しているとおりでございます。

復旧と復興の違い、まあ言葉の使い方なんですが、復旧というのはある意味災害をまずもとに戻すということがそうだと思うが、復興ということについては、そこからどう立ち上げていくかということの違いだらうというふうに思います。創造的復興という言葉をお話をいただきますが、我々もそういったまちづくりを、新しい町をつくるので、そういうふうな町をつくっていかなければいけないということで、各種事業等のいろんな制約がございましたが、その中で我々としてもいろいろ国、あるいは復興庁といろいろ話し合いをしながら進めてきたという部分が多々あったというふうに認識をいたしてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 今野議員よりアートに対する教育長の思いはどうかというご質問ですけれども、それにお答え申し上げたいと思います。

一般質問の折にも、この種のご質問をいただいたんですけども、やはり芸術というのは情操教育の一環ということで大事だと思います。とりもなおさず豊かな心を育てるということで、非常に重要なと思っております。特に、人の心をというか、完成を育てるということは、相手に対する思いやりだとか、それから優しさとか、それから将来に対する夢だとか、希望だとか、そういうものにつながっていくのではないかと思っております。非常に重要な分野ではないかと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 質問、町長にもこの芸術、アートについて伺ったはずですが、その答弁聞いていますけど。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 教育長が答弁したとおりだと思います。大変重要な分野だと思います。

特に今、芸術、文化とお話ししましたが、私もこの中でちょっとお話ししているんですが、もう1つスポーツの分野において、楽天とB Jリーグの98ersのプロスポーツが地方の町で見られるというのは仙台以外では南三陸町しかないと思います。そういった意味においては、うちの町の子供たち、それから町民の皆さんにはプロスポーツを2つも間近で見られるという、大変環境的にはすばらしい環境になるんだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 町長から今答弁ありました。復旧と復興の違いについてなんですが、復旧はもとに戻すという答弁で、復興はそこからどう立ち直るかという答弁ありました。そこで、この説明にもあったような、創造的復興ということに関しては、市場の復旧などについてその言葉が使われていますけど、制約の中で特色を出していくという、そういう答弁でした。

芸術、アートに関しては、重要な分野であり、そして今楽天を例にとってスポーツの分野も大切だという答弁ありました。

そこで、教育長のほうの答弁としては、芸術は豊かな心を育てるということで、まあわかりましたけど、ここで1つ私なりの思いを述べさせていただくと、まちづくりを、ちょっと変わった例えなんんですけど、ケーキづくりに例えさせていただければと思います。まちづくりですから、スタンダードにデコレーションケーキつくりに例えると、復旧というのはスポンジを焼く段階で、復興というのはそのデコレーションの部分だと私は思います。そこで、私は創造的復興とは、スタンダードなデコレーションケーキではなく、全くというか、違った焼き菓子の、例えばクッキーやら、小さすぎるのでタルトとか、パウンドケーキのような形になるのかなという思いがあります。そこで、アートを絡めた地域づくりというか、地域おこしで、北川フラムという方がおります。新潟の越後妻有のトリエンナーレが有名ですけれど、そのほかの地域でもいろいろな仕掛けをされています。私も何度か足を運ばせていただきました。そこで、私の議会での質問なりをスポンジのネタをオープンに入れてスイッチを押したにもかかわらず、パウンドケーキを焼いた方がいいという質問の状態が得てして多いのだと思います。その点に関しては今後注意したいと思います。そこで、1つの発想というか、アイデアとして、アートのあるまちづくりを目指す気があるのなら、デコレーションの最後の仕上げ、普通ですとイチゴやメロンやラズベリーを乗せるのを、アートで仕上げるということができると思います。例えば、防集初め、大小各団地20地区、28団地において、そ

れぞれに1つずつ何らかのアートを団地の規模により置くと申しますか、設置するということもできると思います。なお、ただ何だりかんだり、アートだったら何でもいいというのではなく、テーマなりコンセプトを絞って、キャラクターだったらタコでもいいし、モアイでもいいし、クチバシカジカでもいいと思いますが、もしキャラクター以外でしたら、アーティストの思い、イメージを発揮できるようなものもいいと思います。私としては、その際、絆、復興、いろいろ考えられると思いますが、震災から3年半、先日も町内の身元不明者だった方が新たに確認されたというニュースも流れる中、鎮魂というイメージテーマもこれから何年も、何十年もこの町で、新しくなった土地で、いつまでもこの未曾有の震災を風化させることなく、この町で生活して行けるのではないかと信じるからです。このような形も1つの創造的復興になると私は考えられると思います。町長のこういった復興も1つの復興と考えられるのかどうか、私の思いなんですが、こういった復興に関してどのように思うか。

なお、各会計の細部については、質疑の中でお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災後、たくさんの皆さん方がお入りになって、今、今野議員がおっしゃるようなアートで被災者の皆さんを支援をすると、そういう活動は各地で展開をしてございます。これ多分ご承知だと思いますが、特に昨年ですか、企業メセナで日本のいわゆるCSR、最優秀賞をとったのがうちの町のきりこです。そこはまさしくアートで今、地域で頑張っている皆さん方をきりこで表現をすると。その、ある意味きりこ展覧会という形の中で展開したのが最優秀賞をいただいたということですので、これまでもやってきた取り組み、そしてこれからもまたさまざまな形の中で、アートを使って町を起こしていくということが大きな町民の皆さんにとっても光になるんだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） まあ、きりこもその例でいいと思うんですけど、そこちょっと質問に戻らせていただいて、グランドデザインに関してなんんですけど、全町におけるグランドデザインということで、町長今もそうかどうかわからないんですけど、キャッチコピーとして、「小さくてもきらりと光るまちづくり」今後ともそれに、今後はそれにかわるというか、もう少し進化させたこのキャッチコピーは考えているのか、考える予定があるのか、先ほどの答弁では命を守るという基本が大切だという答弁ありましたけれども、今後のグランドデザインを考える上で、まちづくりの方向性としてそのようなことを考えているのかどうか伺いたいと思います。

あとは、アートに関してなんですが、これまでのいろんな復興に対する質問、その他答えに、心の復興ということで、町長から何度か答弁聞きましたけど、私はこのような芸術に関して、この復興に何らかの役割を持たせられないかというのは、ひとえに先ほども私申したように、被災した人たちのこの何年、何十年、それこそ何百年生きていく上で、何らかの力になるんじゃないかという思いで町長に伺いました。そこで、先ほど町長答弁あったきりこそ等、いろいろ継続してやっているもんですから、最近は例えば当町においても、きのう、おとといですか、週末のいろんな若い方というか、おらほの学園とかと入谷の廊下で、縁側ですか、やるアートとか、大分アートの催しもふえてきたようなんですが、最近芸術祭がそのように人気なんですが、そういった芸術祭も、ほとんどの地域イベントというか、一過性のものであって、外からにぎわっているように見えたとしても、被災者側のあくまでのイベントの開催そのものが目的であったり、地域がその後どうなるか、えてしてそういった芸術祭というのはフォローしていないことが多いような気がします。それで、お祭りやイベントをやっている間は、地域の盛り上がり、一生懸命頑張れるんでしょうけど、終わった瞬間にお客様が激減し、継続的な効果をほとんどたらさないという、そういった例もあるので、こういった私の提言も、慎重に今推し進める気があるなら、進めていっていただきたいと思うんですが、そこで、町長に私さっき言ったような心の復興についてもう少し詳しく伺えればと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 「小さくてもキラリと光まちづくり」をこれからも継続するのかということですが、今これを変えるとか何とかで、突然のご質問ですので、その辺は考えてございません。

それから、心の復興というのは大変難しい問題です。それぞれの胸の内にある問題でございますから、行政でどういうのを提供したから、それが復興するかということは、これはまたなかなか別問題でございます。というのは、私も小学校3年生で被災をして、チリ地震津波でうちなくなって疎開をしました。その思いというのは40年も50年たっても消えないんです。だから、そこの心の復興というのはそれぞれの心の中にある問題でして、非常にこれは、私は難しい問題だなというふうに思っております。具体にどうなんだと言われても、こればかりはなかなか言葉としてあらわすというのは非常に難しいなと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

1番議員が先ほど質問したことと大体同じような内容になるかもしれませんけれども、この3年半過ぎまして、町民の方から我々議員もやはりときどききつい言葉を浴びせられます。先ほどありましたけれども、町民の意識と、一生懸命こっちやっているほうとの乖離というのが多分あるんではないかと思います。それは、この3年間本当にそれこそ仕事をずっとしてこられて大変だったとは思うんですけども、今ここでやはりやっているほうと、それから待っているほうとの気持ちの乖離というのは少し今後の復興についてもちょっと不安要素になるのではないかとちょっと感じことがあります。その乖離を埋める方策を少し考える必要があるとは思うんですけど、その辺伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず1つには、先ほど言いましたように、町民の皆さんと我々の立場というのが当然違って当たり前です。ですから、そこから乖離が生まれるというのは当然ですが、ただ、私ちょっとひとつほっと胸をなでおろしているのは、先ほど言いましたように、住宅再建、事業もう全て発注済みということで、あとはそれができ上がるべどんと、どんと、それをお渡しをする環境が整ったと、これがひとつ個人的にはほっとしている部分であります。あとはいかにその事業を業者の皆さんにお願いして、1日でも早く完成することをお願いするということに尽くるんだろうというふうに思います。いずれさまざまな問題があるんだろうというふうに思いますが、これからも我々としてはしっかりと頑張っていきたいというふうに思いますし、それから、ある意味乖離の部分というについては、少なからずもこれまでやってまいりましたが、情報をいかにしっかりとご提示をするかということが非常に大事だというのをこれまでも痛感してまいりましたので、今後とも担当課に情報をしっかりとお示しするように、発信するように、これからも進めていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 次に、これまでやってこられて、国、県のほうとさまざまな交渉事とか、相談とか、お願い事とかしてきたとは思うんですけども、国、県に対する思いを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、壊滅したこの南三陸町がここまで進めてくることができたのは、少なくとも国と、それから県ご当局のご支援のおかげだというふうに思っております。先ほど言いましたように、町民の皆さんと我々の立場の違いの思いというのは当然乖離だと。同

じように、国と我々自治体、県と我々自治体の思いの相違というのもやっぱりそこにはどうしても出てまいります。立場上、我々は我々の思いをぶつける。しかし国は国として国の思いをぶつけてきます。その中でさまざまな交渉を行っていく、それがこの3年半でございました。いろんなこちらの思いもありましたが、しかしながらある程度国のはうも制度も少し柔軟に対応していただきながら、町の復興事業に力を貸していただいたという経緯ござりますので、ある意味これまでの、繰り返しますが、国と県のご協力に、そしてご支援に感謝を申し上げたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 本当に初めてのことというのが多くて、今制度上の問題もいろいろあるとは思いますので、その辺の食い違いというのはあると思いますので、苦労も多いと思いますのでよろしくお願ひします。

それからですね、これも先ほどありましたけれども、いろんな方の職員を初め、ボランティアとかの支援に感謝しながらこれからやっていくことにはなると思うんですけども、今この3年半過ぎて、これから5年、10年に向けて一番課題と感じるようなことはどんなことでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） どれが課題と言われても、これは非常に難しいですね。課題といえば全てが課題でございますので、生活の問題、それからなりわいの問題、そういったさまざまな問題を抱えながら、全てが壊滅した町ですので、それをどこを捉えて大きな課題といわれても、なかなか答えは難しい。あえて言うんでしたら全てが大きな課題のままこの3年半過ぎて4年目に入って、5年目に入っていくんだろうと、そういうふうな想いでいます。

○議長（星 喜美男君） ほかにござりますか。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明17日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明17日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時5分 延会